

（仮称）鴨川市地域公共交通活性化協議会の設置趣旨等について

1 協議会を新たに設置する理由

（１）協議会の法律上の位置づけ

以下の法律に基づく法定協議会である。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）

略

（地域公共交通総合連携計画）

第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（以下「地域公共交通総合連携計画」という。）を作成することができる。

略

（協議会）

第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 一 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村
- 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。

4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。

5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6 主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。

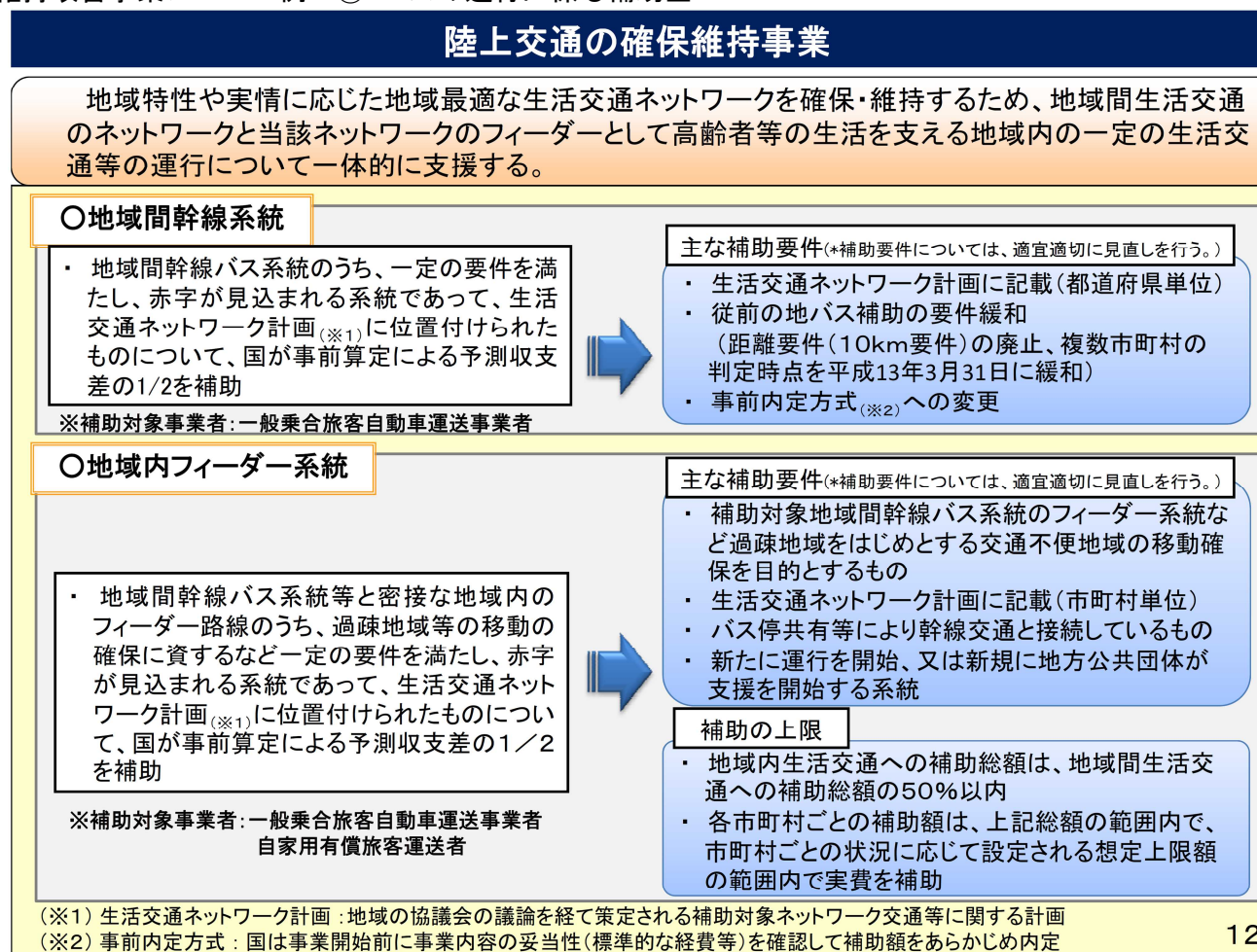
7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

略

(2) 協議会の設立により可能となること

地域における公共交通の維持確保・充実のための施策を実施するに当たり、協議会での協議・合意を経ることにより、国土交通省が実施する「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」の活用が可能となる。

地域公共交通確保維持改善事業メニュー例：① バスの運行に係る補助金



調査事業

補助対象

地域の公共交通の確保維持改善にかかる計画の策定調査等

補助対象者

上記の計画の策定を設置目的の一つとする多様な地域の関係者により構成される協議会（補助要綱第2条第1号に規定する協議会のほか、地域公共交通活性化・再生法に定める法定協議会、離島航路協議会等、既存の協議会を含む。）

補助対象経費

計画の策定に必要な経費（協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等。）

補助率

定額（2000万円以下）

地域協働推進事業費補助金の創設について

平成25年度予算において、地域ぐるみの利用促進に係る取り組みに要する経費について、一定の要件の下で支援することができる「地域協働推進事業費補助金」を創設する。（地域公共交通確保維持改善事業の一環）

趣 旨

持続可能な地域公共交通体系を構築するためには、地域の関係者が協働・連携しながら確保・維持に向けた取り組みを推進する必要。

→特に、地域ぐるみによる利用促進が必要かつ効果的であることから、これに係る取り組み及び公共交通サービスの情報提供等に要する経費等について、一定の要件の下、国が補助できることとする。

地域協働推進事業

地域ぐるみ（行政、事業者、住民、地元商店街等）による利用促進、公共交通サービスの情報提供等、地域公共交通の確保・維持に向けた**取り組みの継続的实施**

地域協働推進事業費補助金の概要

◇補助要件：

① 事業の実施に関する事項を記載した計画（地域協働推進事業計画）が、国から認定を受けていること

※事業の実施について、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく「地域公共交通総合連携計画」に位置づけること等が必要。

② 補助を受けようとする法定協議会の市町村の区域内において、地域公共交通確保維持改善事業を活用した地域公共交通の確保に向けた取組が行われていること。

◇補助対象経費：

公共交通サービスの情報提供等、地域ぐるみの利用促進に係る取り組みに要する経費（次ページ参照）

◇補助率：1／2

◇実施期間：最大2年間

◇補助対象事業者：法定協議会（※）※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会をいう。

2 公共交通会議との関係

	鴨川市地域公共交通会議	(仮称) 鴨川市地域公共交通活性化協議会
設置根拠	・道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 175 号） ・鴨川市地域公共交通会議設置要綱（平成 18 年告示 156 号）	・地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号） ・（鴨川市地域公共交通活性化協議会規約案）
設置目的	地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び市町村運営有償運送に関する協議を行うため	市町村の区域内について地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画（地域公共交通総合連携計画）の作成等に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため
委員	道路運送法施行規則 ・地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 ・一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・住民又は旅客 ・地方運輸局長 ・一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ・地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。 ・道路管理者 ・都道府県警察 ・学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 ・地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村 ・関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者
	鴨川市では、両者の委員を同一として運用していくことを見込む	
設置のメリット	当該会議での協議により路線の新設・改廃等が認められた案件について、事業許可申請や廃止届出の処理期間が短縮されること 外	国土交通省が実施する地域公共交通確保維持改善事業の活用が可能となる

3 今後のスケジュール（平成 27 年 10 月まで）

時期	概要	国補助事業	申請主体	実施主体	補助対象	補助割合
H26.3	○（仮称）鴨川市地域公共交通活性化協議会 設立					
H26.5～6	○地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業） 交付申請・交付決定 ○（仮称）鴨川市地域公共交通総合連携計画策定調査業務 着手（業者委託）	○	協議会	協議会 （業者委託）	協議会	100%
H26.7 ～H27.2	○地域の公共交通における課題整理 及び（仮称）鴨川市地域公共交通総合連携計画の内容の検討					
H27.3	○（仮称）鴨川市地域公共交通総合連携計画策定調査業務 完了 ○（仮称）鴨川市地域公共交通総合連携計画 策定 提出（→国）					
H27.4 以降	・地域協働推進事業計画 策定・認定申請（→国） （＝（仮称）鴨川市地域公共交通総合連携計画の下位計画） ・地域協働推進事業計画 認定（←国） ・地域協働推進事業 実施（3 か年以上） ＊同事業の実施に合わせて、国庫補助対象とするコミュニティバスの全ての系統におけるバスサービスレベルの変更（利用促進に資するダイヤ改正・運行本数の変更等）の実施	○	協議会	事業計画 において 実施者と された者	協議会	50% （但し、国補助は2 か年度まで）
	・地域内フィーダー系統確保維持計画 策定・認定申請（→国） （＝（仮称）鴨川市地域公共交通総合連携計画の下位計画） ・地域内フィーダー系統確保維持計画 認定（←国） ・ <u>地域内フィーダー系統確保維持計画 実施</u> （←国） ↑コミバス補助の開始 平成 27 年 10 月運行分～を見込む ＊補助事業年度 10 月～翌年 9 月 ＊補助を受けるためには系統確保維持計画の毎年度の認定申請が必要	○	協議会	市(コミバス運行主体として)	系統確保維持計画に運行予定者として記載された業者	50%

※協議会については、平成 26・27 の各年度中においてそれぞれ 4 回程度の開催を見込む

添付資料：

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律
道路運送法施行規則（抜粋）
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

○地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

(平成十九年五月二十五日)

(法律第五十九号)

第百六十六回通常国会

第一次安倍内閣

改正 平成二〇年五月三〇日法律第四九号

同二三年五月二日同第三五号

同二三年八月三〇日同第一〇五号

同二五年六月一四日同第四四号

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律をここに公布する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 基本方針等(第三条・第四条)

第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通総合連携計画の作成(第五条―第七条)

第二節 軌道運送高度化事業(第八条―第十二条)

第三節 道路運送高度化事業(第十三条―第十七条)

第四節 海上運送高度化事業(第十八条―第二十条)

第五節 乗継円滑化事業(第二十一条―第二十五条)

第五節の二 鉄道事業再構築事業(第二十五条の二―第二十五条の四)

第六節 鉄道再生事業(第二十六条・第二十七条)

第七節 雑則(第二十八条・第二十九条)

第四章 新地域旅客運送事業の円滑化(第三十条―第三十六条)

第五章 雑則(第三十七条―第四十二条)

第六章 罰則(第四十三条・第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、移動のための交通手段に関する利用者の選好の変化により地域公共交通の維持に困難を生じていること等の社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の自立した日常生活及び社会生活の確保、活力ある都市活動の実現、観光その

他の地域間の交流の促進並びに交通に係る環境への負荷の低減を図る観点から地域公共交通の活性化及び再生を推進することが重要となっていることにかんがみ、市町村による地域公共交通総合連携計画の作成及び地域公共交通特定事業の実施に関する措置並びに新地域旅客運送事業の円滑化を図るための措置について定めることにより、地域公共交通の活性化及び再生のための地域における主体的な取組及び創意工夫を総合的、一体的かつ効率的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地域公共交通 地域住民の日常生活若しくは社会生活における移動又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の移動のための交通手段として利用される公共交通機関をいう。

二 公共交通事業者等 次に掲げる者をいう。

イ 鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者(旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものに限る。)

ロ 軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者(旅客の運送を行うものに限る。)

ハ 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)による一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者

ニ 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第百三十六号)によるバスターミナル事業を営む者

ホ 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第五項に規定する一般旅客定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。以下「国内一般旅客定期航路事業」という。)、同法第十九条の六の二に規定する人の運送をする貨物定期航路事業(本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行うものを除く。)及び同法第二十条第二項に規定する人の運送をする不定期航路事業(乗合旅客の運送をするものに限り、本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間におけるものを除く。)(以下これらを「国内一般旅客定期航路事業等」と総称する。)を営む者

ヘ イからホまでに掲げる者以外の者で鉄道事業法による鉄道施設又は海上運送法による輸送施設(船舶を除き、国内一般旅客定期航路事業等の用に供するものに限る。)であって、公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供するものを設置し、又は管理するもの

三 道路管理者 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項に規定する道路管理者

をいう。

四 港湾管理者 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する港湾管理者をいう。

五 地域公共交通特定事業 軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗継円滑化事業、鉄道事業再構築事業及び鉄道再生事業をいう。

六 軌道運送高度化事業 軌道法による軌道事業(旅客の運送を行うものに限る。以下「旅客軌道事業」という。)であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する車両を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保(設定された発着時刻に従つて運行することをいう。以下同じ。)、速達性の向上(目的地に到達するまでに要する時間を短縮することをいう。以下同じ。)、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

七 道路運送高度化事業 道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業(以下単に「一般乗合旅客自動車運送事業」という。)であつて、道路管理者、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)その他国土交通省令で定める者が講ずる道路交通の円滑化に資する措置と併せてより大型の自動車を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

八 海上運送高度化事業 国内一般旅客定期航路事業等であつて、より優れた加速及び減速の性能を有する船舶を用いることその他の国土交通省令で定める措置を講ずることにより、定時性の確保、速達性の向上、快適性の確保その他の国土交通省令で定める運送サービスの質の向上を図り、もって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

九 乗継円滑化事業 異なる公共交通事業者等の間の旅客の乗継ぎを円滑に行うための事業であつて、運行計画の改善、共通乗車船券(二以上の運送事業者(第二号イからハまで及びホに掲げる者をいう。以下この号において同じ。))が期間、区間その他の条件を定めて共同で発行する証票であつて、その証票を提示することにより、当該条件の範囲内で、当該各運送事業者の運送サービスの提供を受けることができるものをいう。第二十五条第一項において同じ。)の発行、交通結節施設(公共交通機関を利用する旅客の乗降及び乗継ぎがある施設をいう。)における乗降場の改善その他の国土交通省令で定めるものをいう。

九の二 鉄道事業再構築事業 最近における経営状況にかんがみ、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業(鉄道事業法による鉄道事業のうち旅客の運送を行うもの及び旅客の運送を行う鉄道事業者に鉄道施設を譲渡し、又は使用させるものをいう。以下同じ。)について、経営の改善を図るとともに、市町村その他の者の支援を受けつ

つ、次に掲げる事業構造の変更を行うことにより、当該旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図るための事業(鉄道再生事業に該当するものを除く。)をいう。

イ 事業の譲渡及び譲受

ロ 法人の合併又は分割

ハ イ及びロに掲げるもののほか、事業の実施主体の変更

ニ イからハまでに掲げるもののほか、重要な資産の譲渡及び譲受その他の国土交通省令で定める事業構造の変更

十 鉄道再生事業 鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定による廃止の届出(以下「廃止届出」という。)がされた鉄道事業について、市町村その他の者の支援により当該鉄道事業の維持を図るための事業をいう。

十一 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業 駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第三条の駐車場整備地区内に整備されるべき同法第四条第二項第五号の主要な路外駐車場(都市計画において定められた路外駐車場を除く。)の整備を行う事業であって、軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業と一体となって地域公共交通の活性化に資するものをいう。

十二 新地域旅客運送事業 地域の旅客輸送需要に適した効率的な運送サービスであって、次に掲げる事業のうち二以上の事業に該当し、かつ、当該二以上の事業において同一の車両又は船舶を用いて一貫した運送サービスを提供する事業をいう。

イ 旅客鉄道事業又は旅客軌道事業

ロ 一般乗合旅客自動車運送事業

ハ 国内一般旅客定期航路事業等

(平二〇法四九・一部改正)

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、地域公共交通の活性化及び再生を総合的、一体的かつ効率的に推進するため、地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 地域公共交通の活性化及び再生の意義及び目標に関する事項

二 第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画の作成に関する基本的な事項

三 地域公共交通特定事業その他の第五条第一項に規定する地域公共交通総合連携計画に定める事業に関する基本的な事項

四 新地域旅客運送事業に関する基本的な事項

五 その他地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

- 3 主務大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、国家公安委員会及び環境大臣に協議するものとする。
- 5 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(国等の努力義務)

第四条 国は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するために必要となる情報の収集、整理、分析及び提供、研究開発の推進並びに人材の養成及び資質の向上に努めなければならない。

- 2 都道府県は、市町村、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。
- 3 市町村は、公共交通事業者等その他の関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ主体的に地域公共交通の活性化及び再生に取り組むよう努めなければならない。
- 4 公共交通事業者等は、自らが提供する旅客の運送に関するサービスの質の向上並びに地域公共交通の利用を容易にするための情報の提供及びその充実に努めなければならない。

第三章 地域公共交通総合連携計画の作成及び実施

第一節 地域公共交通総合連携計画の作成

(地域公共交通総合連携計画)

第五条 市町村は、基本方針に基づき、国土交通省令で定めるところにより、単独で又は共同して、当該市町村の区域内について、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画(以下「地域公共交通総合連携計画」という。)を作成することができる。

- 2 地域公共交通総合連携計画においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針
 - 二 地域公共交通総合連携計画の区域
 - 三 地域公共交通総合連携計画の目標
 - 四 前号の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項
 - 五 計画期間
 - 六 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通総合連携計画の実施に関し当該市町村が必要と認める事項
- 3 前項第四号に掲げる事項には、地域公共交通特定事業に関する事項を定めることができる。

- 4 地域公共交通総合連携計画は、都市計画、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条の二の市町村の都市計画に関する基本的な方針、中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)第九条の中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号)第二十五条の移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想との調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 6 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成しようとするときは、これに定めようとする第二項第四号に掲げる事項について、次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会と協議をしなければならない。
- 7 市町村は、地域公共交通総合連携計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣、都道府県並びに関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定める事業を実施すると見込まれる者及び関係する公安委員会に、地域公共交通総合連携計画を送付しなければならない。
- 8 主務大臣及び都道府県は、前項の規定により地域公共交通総合連携計画の送付を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。
- 9 第五項から前項までの規定は、地域公共交通総合連携計画の変更について準用する。

(平二三法三五・一部改正)

(協議会)

第六条 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村は、地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うための協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 地域公共交通総合連携計画を作成しようとする市町村
 - 二 関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
 - 三 関係する公安委員会及び地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該市町村が必要と認める者

- 3 第一項の規定により協議会を組織する市町村は、同項に規定する協議を行う旨を前項第二号に掲げる者に通知しなければならない。
- 4 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る協議に応じなければならない。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 主務大臣及び都道府県は、地域公共交通総合連携計画の作成が円滑に行われるように、協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。
(地域公共交通総合連携計画の作成等の提案)

第七条 次に掲げる者は、市町村に対して、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をすることを提案することができる。この場合においては、基本方針に即して、当該提案に係る地域公共交通総合連携計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。

- 一 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通総合連携計画に定めようとする事業を実施しようとする者
 - 二 地域公共交通の利用者その他の地域公共交通の利用に関し利害関係を有する者
- 2 前項の規定による提案を受けた市町村は、当該提案に基づき地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をするか否かについて、遅滞なく、公表しなければならない。この場合において、地域公共交通総合連携計画の作成又は変更をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

第二節 軌道運送高度化事業

(軌道運送高度化事業の実施)

第八条 地域公共交通総合連携計画において、軌道運送高度化事業に関する事項が定められたときは、軌道運送高度化事業を実施しようとする者(地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。)は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して軌道運送高度化事業を実施するための計画(以下「軌道運送高度化実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該軌道運送高度化事業を実施するものとする。

- 2 軌道運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 軌道運送高度化事業を実施する区域
 - 二 軌道運送高度化事業の内容
 - 三 軌道運送高度化事業の実施予定期間

四 軌道運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 軌道運送高度化事業の効果

六 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次

七 前各号に掲げるもののほか、軌道運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画に第二項第六号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、関係する市町村に協議し、その同意を得なければならない。

5 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、軌道運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、軌道運送高度化実施計画の変更について準用する。

(軌道運送高度化実施計画の認定)

第九条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、軌道運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該軌道運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その軌道運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 軌道運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 軌道運送高度化実施計画に定める事項が軌道運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 軌道運送高度化実施計画に定められた旅客軌道事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

4 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許を要するものについては、運輸審議会に

諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

- 5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。
- 6 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る軌道運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。
- 8 国土交通大臣は、第三項の認定に係る軌道運送高度化実施計画(第六項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定軌道運送高度化実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定軌道運送高度化実施計画に従って軌道運送高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(平二五法四四・一部改正)

(軌道法の特例)

第十条 軌道運送高度化事業を実施しようとする者(次項に規定する場合を除く。)がその軌道運送高度化実施計画について前条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の認定を受けたときは、当該軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業のうち、軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

- 2 軌道運送高度化事業を実施しようとする者(軌道を敷設してこれを旅客の運送を行う事業に使用させる事業(以下「軌道整備事業」という。)を実施しようとする者と敷設された軌道を使用して旅客の運送を行う事業(以下「軌道運送事業」という。)を実施しようとする者とが異なる場合に限る。)がその軌道運送高度化実施計画について前条第三項の認定を受けたときは、当該軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業として行われる軌道整備事業又は軌道運送事業については、軌道法第三条の特許を受けたものとみなす。
- 3 国土交通大臣は、軌道整備事業又は軌道運送事業について特許がその効力を失い、又は取り消されたときは、当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道整備事業に係る軌道運送事業又は当該特許がその効力を失い、若しくは取り消された軌道運送事業に係る軌道整備事業の特許を取り消すことができる。

(路外駐車場の整備等)

第十一条 市町村は、軌道運送高度化実施計画において、地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた場合であって、第九条第五項(同条第七項において準用する場合を含

む。)の通知を受けたときは、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項の都市公園の地下に設けられる路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要(以下「特定駐車場事業概要」という。)を定めようとする場合には、当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者(同法第五条第一項の公園管理者をいう。以下同じ。)の同意を得なければならない。

3 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。第十六条第三項において同じ。)の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合においては、当該占用が都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条第一項又は第三項の許可を与えるものとする。

(平二三法一〇五・一部改正)

(地方債の特例)

第十二条 地方公共団体が、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法(昭和三十二年法律第百九号)第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

第三節 道路運送高度化事業

(道路運送高度化事業の実施)

第十三条 地域公共交通総合連携計画において、道路運送高度化事業に関する事項が定められたときは、道路運送高度化事業を実施しようとする者(地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業を実施しようとする者を含む。第三項から第五項まで及び次条第一項において同じ。)は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して道路運送高度化事業を実施するための計画(以下「道路運送高度化実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該道路運送高度化事業を実施するものとする。

2 道路運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 道路運送高度化事業を実施する区域
- 二 道路運送高度化事業の内容
- 三 道路運送高度化事業の実施予定期間

四 道路運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

五 道路運送高度化事業の効果

六 地域公共交通一体型路外駐車場整備事業があるときは、その位置、規模、整備主体及び整備の目標年次

七 前各号に掲げるもののほか、道路運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画に第二項第六号に掲げる事項を定めようとするときは、あらかじめ、当該事項について、関係する市町村に協議し、その同意を得なければならない。

5 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、道路運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

6 前三項の規定は、道路運送高度化実施計画の変更について準用する。

(道路運送高度化実施計画の認定)

第十四条 道路運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、道路運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該道路運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その道路運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 道路運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 道路運送高度化実施計画に定める事項が道路運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 道路運送高度化実施計画に定められた一般乗合旅客自動車運送事業の内容が道路運送法第六條各号に掲げる基準に適合し、かつ、道路運送高度化事業を実施しようとする者が同法第七條各号のいずれにも該当しないこと。

- 4 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。
- 5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。
- 6 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る道路運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。
- 8 国土交通大臣は、第三項の認定に係る道路運送高度化実施計画(第六項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定道路運送高度化実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定道路運送高度化実施計画に従って道路運送高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(平二五法四四・一部改正)

(道路運送法の特例)

第十五条 道路運送高度化事業を実施しようとする者がその道路運送高度化実施計画について前条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。)の認定を受けたときは、当該道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業のうち、道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

(路外駐車場の整備等)

第十六条 市町村は、道路運送高度化実施計画において、地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項が定められた場合であつて、第十四条第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、駐車場法第四条第一項の駐車場整備計画において、当該地域公共交通一体型路外駐車場整備事業に関する事項の内容に即して、おおむねその位置、規模、整備主体及び整備の目標年次を定めた路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要を定めることができる。

- 2 市町村は、前項の規定により駐車場整備計画に特定駐車場事業概要を定めようとする場合には、

当該特定駐車場事業概要について、あらかじめ、公園管理者の同意を得なければならない。

- 3 特定駐車場事業概要が定められた駐車場整備計画の駐車場法第四条第四項の規定による公表の日から二年以内に当該特定駐車場事業概要に基づき都市公園の地下の占用の許可の申請があった場合においては、当該占有が都市公園法第七条の規定に基づく政令で定める技術的基準に適合する限り、公園管理者は、同法第六条第一項又は第三項の許可を与えるものとする。

(平二三法一〇五・一部改正)

(地方債の特例)

第十七条 地方公共団体が、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業で総務省令で定めるものに関する助成を行おうとする場合においては、当該助成に要する経費であって地方財政法第五条各号に規定する経費のいずれにも該当しないものは、同条第五号に規定する経費とみなす。

第四節 海上運送高度化事業

(海上運送高度化事業の実施)

第十八条 地域公共交通総合連携計画において、海上運送高度化事業に関する事項が定められたときは、海上運送高度化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して海上運送高度化事業を実施するための計画(以下「海上運送高度化実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該海上運送高度化事業を実施するものとする。

- 2 海上運送高度化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 海上運送高度化事業を実施する区域
- 二 海上運送高度化事業の内容
- 三 海上運送高度化事業の実施予定期間
- 四 海上運送高度化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 五 海上運送高度化事業の効果
- 六 前各号に掲げるもののほか、海上運送高度化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

- 3 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者の意見を聴かなければならない。

- 4 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、海上運送高度化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等及び港湾管理者に送付しなければならない。

- 5 前二項の規定は、海上運送高度化実施計画の変更について準用する。

(海上運送高度化実施計画の認定)

第十九条 海上運送高度化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、海上運送高度化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該海上運送高度化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その海上運送高度化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 海上運送高度化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。

二 海上運送高度化実施計画に定める事項が海上運送高度化事業を確実に遂行するため適切なものであること。

三 海上運送高度化実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、海上運送高度化事業を実施しようとする者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

4 国土交通大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。

5 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る海上運送高度化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

7 国土交通大臣は、第三項の認定に係る海上運送高度化実施計画(第五項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定海上運送高度化実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定海上運送高度化実施計画に従って海上運送高度化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8 第三項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(平二五法四四・一部改正)

(海上運送法の特例)

第二十条 海上運送高度化事業を実施しようとする者がその海上運送高度化実施計画について前条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の認定を受けたときは、当該海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五

第一項若しくは第二十条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、前条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

第五節 乗継円滑化事業

(乗継円滑化事業の実施)

第二十一条 地域公共交通総合連携計画において、乗継円滑化事業に関する事項が定められたときは、乗継円滑化事業を実施しようとする者は、単独で又は共同して、当該地域公共交通総合連携計画に即して乗継円滑化事業を実施するための計画(以下「乗継円滑化実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該乗継円滑化事業を実施するものとする。

2 乗継円滑化実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 乗継円滑化事業を実施する区域
- 二 乗継円滑化事業の内容
- 三 乗継円滑化事業の実施予定期間
- 四 乗継円滑化事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 五 乗継円滑化事業の効果
- 六 前各号に掲げるもののほか、乗継円滑化事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

3 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会の意見を聴かなければならない。

4 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、乗継円滑化実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを関係する市町村、公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者及び公安委員会に送付しなければならない。

5 前二項の規定は、乗継円滑化実施計画の変更について準用する。

(乗継円滑化実施計画の認定)

第二十二条 乗継円滑化事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、乗継円滑化実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 前項の規定による認定の申請は、関係する市町村を経由して行わなければならない。この場合において、関係する市町村は、当該乗継円滑化実施計画を検討し、意見があるときは当該意見を付して、国土交通大臣に送付するものとする。

- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その乗継円滑化実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 乗継円滑化実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
 - 二 乗継円滑化実施計画に定める事項が乗継円滑化事業を確実に遂行するため適切なものであること。
 - 三 乗継円滑化実施計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の内容が道路運送法第十五条第二項において準用する同法第六条各号に掲げる基準に適合すること。
 - 四 乗継円滑化実施計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第十一条第二項において準用する同法第四条各号に掲げる基準に適合すること。
- 4 国土交通大臣は、前項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。
- 5 国土交通大臣は、第三項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を関係する市町村に通知するものとする。
- 6 第三項の認定を受けた者は、当該認定に係る乗継円滑化実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。
- 7 第二項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。
- 8 国土交通大臣は、第三項の認定に係る乗継円滑化実施計画(第六項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定乗継円滑化実施計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定乗継円滑化実施計画に従って乗継円滑化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(平二五法四四・一部改正)

(道路運送法の特例)

第二十三条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について前条第三項(同条第七項において準用する場合を含む。以下同じ。)の認定を受けたときは、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業のうち、道路運送法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規

定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

- 2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であって国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたものについて前条第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた運行計画の変更について道路運送法第十五条の三第二項の規定による届出をしなければならないときは、同項の規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(海上運送法の特例)

第二十四条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について第二十二條第三項の認定を受けたときは、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業のうち、海上運送法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五第一項後段若しくは第二十条第二項後段の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項後段又は第二十条第二項後段の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第二十二條第三項の認定を受けた日から開始することができる。

- 2 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画であって国土交通省令で定める運行計画の改善に関する事項が定められたものについて第二十二條第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた船舶運航計画の変更について海上運送法第十一条の二第二項の認可を受け、又は同条第一項若しくは同法第十九条の五第一項後段の規定による届出をしなければならないときは、これらの規定にかかわらず、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

(共通乗車船券)

第二十五条 乗継円滑化事業を実施しようとする者がその乗継円滑化実施計画について第二十二條第三項の認定を受けた場合において、当該乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業として発行する共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、共同で、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることができる。

- 2 前項の規定による届出をした者は、鉄道事業法第十六条第三項後段、軌道法第十一条第二項、道路運送法第九条第三項後段又は海上運送法第八条第一項後段の規定により届出をしたものとみなす。

第五節の二 鉄道事業再構築事業

(平二〇法四九・追加)

(鉄道事業再構築事業の実施)

第二十五条の二 地域公共交通総合連携計画において、鉄道事業再構築事業に関する事項が定めら

れたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、当該鉄道事業再構築事業に係る旅客鉄道事業を経営する鉄道事業者及び当該鉄道事業者に代わって当該旅客鉄道事業に係る路線において引き続き旅客鉄道事業を經營しようとする者その他の国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道事業再構築事業を実施するための計画(以下「鉄道事業再構築実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該鉄道事業再構築事業を実施するものとする。

2 鉄道事業再構築実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 鉄道事業再構築事業を実施する路線
- 二 旅客鉄道事業の経営の改善に関する事項
- 三 市町村その他の者による支援の内容
- 四 旅客鉄道事業の事業構造の変更の内容
- 五 鉄道事業再構築事業の実施予定期間
- 六 鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 七 鉄道事業再構築事業の効果
- 八 前各号に掲げるもののほか、鉄道事業再構築事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

(平二〇法四九・追加)

(鉄道事業再構築実施計画の認定)

第二十五条の三 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者は、国土交通大臣に対し、鉄道事業再構築実施計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の規定による認定の申請があつた場合において、その鉄道事業再構築実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 鉄道事業再構築実施計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 鉄道事業再構築実施計画に定める事項が鉄道事業再構築事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、次のイからへまでに掲げる許可又は認可を受けなければならないものについては、当該事業の内容がそれぞれ当該イからへまでに定める基準に適合すること。

イ 鉄道事業法第三条第一項の許可 同法第五条第一項各号に掲げる基準

ロ 鉄道事業法第七条第一項の認可 同条第二項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

ハ 鉄道事業法第十五条第一項の認可 同条第三項の基準

ニ 鉄道事業法第十六条第一項の認可 同条第二項の基準

ホ 鉄道事業法第二十五条第一項の許可 同条第二項各号に掲げる基準

ヘ 鉄道事業法第二十六条第一項又は第二項の認可 同条第三項において準用する同法第五条第一項各号に掲げる基準

四 鉄道事業再構築実施計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可又は同法第二十六条第一項若しくは第二項の認可を受けなければならないものについては、当該事業を実施しようとする者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

3 国土交通大臣は、地方公共団体が経営する鉄道事業法第二条第四項に規定する第三種鉄道事業に該当する事業(鉄道線路を同条第三項に規定する第二種鉄道事業を経営する者に無償で使用させるものに限る。)が定められた鉄道事業再構築実施計画について前項の認定をしようとするときは、当該第三種鉄道事業に該当する事業について、同項第三号イの規定にかかわらず、同法第五条第一項第二号から第四号までに掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これを行うことができる。

4 第二項の認定をする場合において、鉄道事業法第十六条第一項の認可を要するものについては、運輸審議会に諮るものとする。

5 第二項の認定を受けた者は、当該認定に係る鉄道事業再構築実施計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

6 第二項から第四項までの規定は、前項の認定について準用する。

7 国土交通大臣は、第二項の認定に係る鉄道事業再構築実施計画(第五項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定鉄道事業再構築実施計画」という。)が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は同項の認定を受けた者が認定鉄道事業再構築実施計画に従って鉄道事業再構築事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

8 第二項の認定及び第五項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(平二〇法四九・追加)

(鉄道事業法の特例)

第二十五条の四 鉄道事業再構築事業を実施しようとする者がその鉄道事業再構築実施計画について前条第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の認定を受けたときは、当該鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業のうち、鉄道事業法第三条第一項若しくは第二十五条第一項の許可若しくは同法第七条第一項、第十五条第一項、第十六条第一項若しくは第二十六条第一項若しくは第二項の認可を受け、又は同法第七条第三項若しくは第十六条第三項の

規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

- 2 認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業を実施するために、当該鉄道事業再構築事業に係る従前の旅客鉄道事業について廃止をすることが必要となる場合においては、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止届出をすることを要しない。

(平二〇法四九・追加)

第六節 鉄道再生事業

(鉄道再生事業の実施)

第二十六条 地域公共交通総合連携計画において、鉄道再生事業に関する事項が定められたときは、当該地域公共交通総合連携計画を作成した市町村、廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者及び国土交通省令で定める者は、その全員の合意により、当該地域公共交通総合連携計画に即して鉄道再生事業を実施するための計画(以下「鉄道再生実施計画」という。)を作成し、これに基づき、当該鉄道再生事業を実施するものとする。

- 2 鉄道再生実施計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 鉄道再生事業を実施する路線

- 二 鉄道事業の経営の改善に関する事項

- 三 市町村その他の者による支援の内容

- 四 鉄道再生事業の実施予定期間

- 五 前号の期間を経過した後における鉄道事業者の鉄道事業の廃止に関する判断の基準となるべき事項

- 六 前各号に掲げるもののほか、鉄道再生事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

- 3 廃止届出がされた鉄道事業を経営する鉄道事業者は、当該廃止届出に係る鉄道事業の全部又は一部について第一項の合意のための協議を開始したときは、遅滞なく、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- 4 第一項に規定する者は、鉄道再生実施計画を作成したときは、国土交通省令で定めるところにより、当該鉄道再生実施計画を国土交通大臣に届け出ることができる。これを変更したときも同様とする。

(鉄道事業法の特例)

第二十七条 国土交通大臣は、前条第三項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る鉄道事業について鉄道事業法第二十八条の二第三項の通知をしないものとする。

- 2 前条第三項の規定による届出をした鉄道事業者は、当該届出に係る鉄道事業について廃止の日

を繰り下げる旨を国土交通大臣に届け出ることができる。この場合においては、当該届出をした後の廃止の日を定めることを要しない。

- 3 前項の規定による届出をした鉄道事業者は、廃止届出をした日から一年を経過した後に前条第一項の合意がなされていない場合において、前項の規定による届出に係る鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の一月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。
- 4 前条第一項に規定する者が同条第四項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業のうち、鉄道事業法第七条第三項又は第十六条第三項後段若しくは第四項後段の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。
- 5 前条第四項の規定による届出をした鉄道事業者は、同条第一項の鉄道再生実施計画に定められた鉄道再生事業を実施し、同条第二項第四号に掲げる期間が経過した場合において、同項第五号に掲げる判断の基準となるべき事項に従って同項第一号に掲げる路線に係る鉄道事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、鉄道事業法第二十八条の二第一項の規定にかかわらず、廃止の日の六月前までに、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

第七節 雑則

(認定軌道運送高度化事業等の実施に係る命令等)

第二十八条 市町村は、地域公共交通総合連携計画に定められた軌道運送高度化事業、道路運送高度化事業、海上運送高度化事業、乗継円滑化事業又は鉄道事業再構築事業(以下この項において「軌道運送高度化事業等」と総称する。)が実施されていないと認めるときは、当該軌道運送高度化事業等を実施すべき者に対し、その実施を要請することができる。

- 2 市町村は、認定軌道運送高度化実施計画に定められた軌道運送高度化事業、認定道路運送高度化実施計画に定められた道路運送高度化事業、認定海上運送高度化実施計画に定められた海上運送高度化事業、認定乗継円滑化実施計画に定められた乗継円滑化事業又は認定鉄道事業再構築実施計画に定められた鉄道事業再構築事業(以下「認定軌道運送高度化事業等」と総称する。)について、前項の規定による要請を受けた者が当該要請に応じないときは、その旨を国土交通大臣に通知することができる。
- 3 国土交通大臣は、前項の規定による通知があった場合において、第一項の規定による要請を受けた者が正当な理由がなくその要請に係る認定軌道運送高度化事業等を実施していないと認めるときは、当該要請を受けた者に対し、認定軌道運送高度化実施計画、認定道路運送高度化実施計画、認定海上運送高度化実施計画、認定乗継円滑化実施計画又は認定鉄道事業再構築実施計画に従って当該認定軌道運送高度化事業等を実施すべきことを勧告することができる。

- 4 国土交通大臣は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置を講じない場合において、当該勧告を受けた者の事業について地域公共交通の活性化及び再生を阻害している事実があると認めるときは、当該勧告を受けた者に対し、当該勧告に係る措置を講ずるべきことを命ずることができる。

(平二〇法四九・一部改正)

(地方債についての配慮)

第二十九条 地方公共団体が、地域公共交通総合連携計画を達成するために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政事情が許す限り、特別の配慮をするものとする。

第四章 新地域旅客運送事業の円滑化

(新地域旅客運送事業計画の認定)

第三十条 新地域旅客運送事業を実施しようとする者(以下「新地域旅客運送事業者」という。)は、単独で又は共同して、その実施しようとする新地域旅客運送事業についての計画(以下「新地域旅客運送事業計画」という。)を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新地域旅客運送事業計画が地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができる。

- 2 新地域旅客運送事業計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 新地域旅客運送事業を実施する区域
- 二 新地域旅客運送事業の目標
- 三 新地域旅客運送事業の内容
- 四 新地域旅客運送事業の実施時期
- 五 新地域旅客運送事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 六 前各号に掲げるもののほか、新地域旅客運送事業の実施のために必要な事項として国土交通省令で定める事項

- 3 国土交通大臣は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その新地域旅客運送事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 新地域旅客運送事業計画に定める事項が基本方針に照らして適切なものであること。
- 二 新地域旅客運送事業計画に定める事項が新地域旅客運送事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、旅客鉄道事業に該当するものについては、当該事業の内容が鉄道事業法第五条第一項各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送

事業者が同法第六条各号のいずれにも該当しないこと。

四 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、旅客軌道事業に該当するものについては、当該事業の内容が軌道法第三条の特許の基準に適合すること。

五 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、一般乗合旅客自動車運送事業に該当するものについては、当該事業の内容が道路運送法第六条各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第七条各号のいずれにも該当しないこと。

六 新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、国内一般旅客定期航路事業に該当するものについては、当該事業の内容が海上運送法第四条各号に掲げる基準に適合し、かつ、新地域旅客運送事業者が同法第五条各号のいずれにも該当しないこと。

4 前項の認定をする場合において、軌道法第三条の特許を要するものについては、運輸審議会に諮るものとし、その他必要な手続は、政令で定める。

5 国土交通大臣は、第三項の認定をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより関係する道路管理者に、国土交通省令・内閣府令で定めるところにより関係する公安委員会に、それぞれ意見を聴くものとする。ただし、道路管理者の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令で定める場合、又は公安委員会の意見を聴く必要がないものとして国土交通省令・内閣府令で定める場合は、この限りでない。

6 第三項の認定を受けた新地域旅客運送事業者(以下「認定新地域旅客運送事業者」という。)は、当該認定に係る新地域旅客運送事業計画を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、第四項中「軌道法第三条の特許」とあるのは、「軌道法第十六条第一項(軌道の譲渡に係る部分に限る。)若しくは第二十二條ノ二の許可又は同法第二十二條の認可」と読み替えるものとする。

8 国土交通大臣は、第三項の認定に係る新地域旅客運送事業計画(第六項の変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定新地域旅客運送事業計画」という。)が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるとき、又は認定新地域旅客運送事業者が認定新地域旅客運送事業計画に従って事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

9 第三項の認定及び第六項の変更の認定に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(新地域旅客運送事業の運賃及び料金)

第三十一条 認定新地域旅客運送事業者は、単独で又は共同して、認定新地域旅客運送事業計画に定められた新地域旅客運送事業(以下「認定新地域旅客運送事業」という。)について、その一貫した運送サービスに係る旅客の運賃及び料金(以下「運賃等」という。)を定め、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しよう

とするときも同様とする。

- 2 運賃等のうち、次の各号に該当するものについては、それぞれ当該各号に掲げる基準に適合するものでなければならない。
 - 一 旅客鉄道事業の運賃及び料金(鉄道事業法第十六条第一項の認可を受けなければならないものに限る。) 同項の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内であること。
 - 二 旅客軌道事業の運賃及び料金(軌道法第十一条第一項の認可を受けなければならないものに限る。) 同項の認可を受けた運賃及び料金と同額であること。
 - 三 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金(道路運送法第九条第一項の認可を受けなければならないものに限る。) 同項の認可を受けた運賃及び料金の上限の範囲内であること。
 - 四 国内一般旅客定期航路事業の運賃(海上運送法第八条第三項の認可を受けなければならないものに限る。) 同項の認可を受けた運賃の上限の範囲内であること。
- 3 認定新地域旅客運送事業者は、第一項の規定による届出をした場合においては、国土交通省令で定める方法により、運賃等を公示しなければならない。
(鉄道事業法等の特例)

第三十二条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第三条第一項の許可若しくは同法第七条第一項の認可を受け、又は同条第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

- 2 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、鉄道事業法第七条第一項、第二十六条第一項若しくは第二項若しくは第二十七条第一項の認可を受け、又は同法第七条第三項、第二十八条第一項若しくは第二十八条の二第一項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。
- 3 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について前条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、鉄道事業法第十六条第三項又は第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。
- 4 旅客鉄道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について前条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)第三条第一項の規定による公告をしなければならないものについては、同項の規定により公告をしたものとみなす。

(軌道法の特例)

第三十三条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道法第三条の特許を受けなければならないものについては、同条の規定により特許を受けたものとみなす。

2 旅客軌道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、軌道法第十五条、第十六条第一項(軌道の譲渡に係る部分に限る。)若しくは第二十二條ノ二の許可又は同法第二十二條若しくは同法第二十六條において準用する鉄道事業法第二十七条第一項の認可を受けなければならないものについては、これらの規定により許可又は認可を受けたものとみなす。

3 旅客軌道事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、軌道法第十一条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

(道路運送法の特例)

第三十四条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、道路運送法第四条第一項の許可若しくは同法第十五条第一項の認可を受け、又は同条第三項若しくは第四項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

2 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、道路運送法第十五条第一項、第三十六条第一項若しくは第二項若しくは第三十七条第一項の認可を受け、又は同法第十五条第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項若しくは第三十八条第一項若しくは第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。

3 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、道路運送法第九条第三項又は第五項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により届出をしたものとみなす。

4 一般乗合旅客自動車運送事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、道路運送法第十二条第一項又は第三

項の規定による掲示をしなければならないものについては、これらの規定により掲示をしたものとみなす。

(海上運送法の特例)

第三十五条 新地域旅客運送事業者がその新地域旅客運送事業計画について第三十条第三項の認定を受けたときは、当該新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第三条第一項の許可若しくは同法第十一条第一項の認可を受け、又は同条第三項、同法第十九条の五第一項若しくは第二十条第二項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第三十条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

2 国内一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその認定新地域旅客運送事業計画の変更について第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けたときは、当該認定新地域旅客運送事業計画に定められた事業のうち、海上運送法第十一条第一項若しくは第十八条第一項、第二項若しくは第四項の認可を受け、又は同法第十一条第三項、第十五条第一項若しくは第二項、第十九条の五第一項若しくは第二項若しくは第二十条第二項若しくは第三項の規定による届出をしなければならないものについては、これらの規定により認可を受け、又は届出をしたものとみなす。この場合において、同法第十九条の五第一項又は第二十条第二項の規定による届出をしたものとみなされた事業については、これらの規定にかかわらず、第三十条第七項において準用する同条第三項の認定を受けた日から開始することができる。

3 国内一般旅客定期航路事業を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第一項の規定による届出をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第八条第一項の規定による届出をしなければならないものについては、同項の規定により届出をしたものとみなす。

4 国内一般旅客定期航路事業等を営む認定新地域旅客運送事業者がその運賃等について第三十一条第三項の規定による公示をしたときは、運賃等のうち、海上運送法第十条又は第十九条の六の二(同法第二十条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示をしなければならないものについては、これらの規定により公示をしたものとみなす。

(新地域旅客運送事業の円滑化についての配慮)

第三十六条 国土交通大臣は、認定新地域旅客運送事業についての鉄道営業法第一条、軌道法第十四条、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第二条第一項及び道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第四十条から第四十二条までの規定に基づく命令で定める車両又は船舶に係る保安上の技術基準の作成及びその運用に当たっては、当該認定新地域旅客運送事業の実施が地域公共交通の活性化及び再生に資することにかんがみ、当該認定新地域旅客運送事業に用いられる車

両又は船舶の運行の安全の確保に支障のない範囲内において、当該認定新地域旅客運送事業の円滑化が図られるよう適切な配慮をするものとする。

第五章 雑則

(資金の確保)

第三十七条 国及び地方公共団体は、地域公共交通総合連携計画に定められた事業及び新地域旅客運送事業の推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

(報告の徴収)

第三十八条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定軌道運送高度化事業等を実施する者又は認定新地域旅客運送事業者に対し、それぞれ認定軌道運送高度化事業等又は認定新地域旅客運送事業の実施状況について報告を求めることができる。

(主務大臣)

第三十九条 第三条第一項及び第三項から第五項までにおける主務大臣は、同条第二項第四号に掲げる事項については国土交通大臣とし、その他の事項については国土交通大臣及び総務大臣とする。

2 第五条第七項及び第八項並びに第六条第六項における主務大臣は、国土交通大臣及び総務大臣とする。

(権限の委任)

第四十条 この法律による国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(命令への委任)

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第四十二条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十八条第四項の規定による命令に違反した者
- 二 第三十八条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第二九六号で平成一九年一〇月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）

（法第九条第四項 の合意しているとき）

第九条の二 法第九条第四項 の合意しているときとは、同項 の届出に係る運賃等について地域公共交通会議（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要な一般乗合旅客自動車運送事業及び第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送に関する協議を行うために一又は複数の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は都道府県知事が主宰する会議をいう。以下同じ。）又は協議会において協議が調っているときとする。

（地域公共交通会議の構成員）

第九条の三 地域公共交通会議は、次に掲げる者により構成するものとする。

一 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長

二 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体

三 住民又は旅客

四 地方運輸局長

五 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体

2 地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域公共交通会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は第四十九条第一号に規定する市町村運営有償運送について協議を行う場合には、次に掲げる者

イ 道路管理者

ロ 都道府県警察

二 学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱

平成 23 年	3 月 30 日	国総計第 97 号 国鉄財第 368 号 国鉄業第 102 号 国自旅第 240 号 国海内第 149 号 国空環第 103 号
平成 23 年	5 月 27 日	国総計第 14 号 国空事第 118 号
平成 23 年	7 月 22 日	国総支第 4 号 国自旅第 11 号
平成 23 年	9 月 30 日	国総支第 20 号 国自旅第 50 号
平成 24 年	3 月 30 日	国総支第 60 号 国自旅第 201 号 国空環第 91 号
平成 24 年	4 月 16 日	国総支第 7 号 国自旅第 36 号
平成 24 年	11 月 19 日	国総支第 43 号 国自旅第 325 号
平成 25 年	5 月 8 日	国総支第 8 号 国鉄事第 28 号 国自旅第 21 号 国海内第 10 号
平成 25 年	7 月 19 日	国総支第 35 号 国自旅第 70 号

地域公共交通確保維持改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び同法施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）並びに離島航路整備法（昭和 27 年法律第 226 号）及び同法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 71 号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱の定めるところによる。

目次

第 1 編 共通事項（第 1 条 - 第 3 条）

第 2 編 地域公共交通確保維持事業

第 1 章 陸上交通（第 4 条 - 第 25 条）

- 第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金
- 第2節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金
- 第3節 車両減価償却費等国庫補助金
- 第2章 離島航路（第26条 - 第58条）
 - 第1節 総則
 - 第2節 離島航路運営費等補助金
 - 第3節 離島航路構造改革補助金
- 第3章 離島航空路（第59条 - 第73条）
- 第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業
 - 第1章 バリアフリー化設備等整備事業（第74条 - 第91条）
 - 第2章 利用環境改善促進等事業（第92条 - 第97条）
 - 第3章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業（第98条 - 第105条）
- 第4編 地域公共交通調査等事業
 - 第1章 地域公共交通調査事業（第106条 - 第123条）
 - 第2章 地域協働推進事業（第124条 - 第133条）
 - 第1節 地域協働推進事業計画
 - 第2節 地域協働推進事業費補助金

第1編 共通事項

（目的）

第1条 この補助金は、生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援することを目的とする。

（定義等）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 「生活交通ネットワーク計画」とは、地域公共交通の確保・維持・改善のために、都道府県、市区町村、交通事業者若しくは交通施設の管理者等からなる協議会（以下「協議会」という。）又は都道府県若しくは市区町村が、地域の生活交通の実情のニーズを的確に把握しつつ、当該協議会での議論を経て策定する地域の特性・実情に応じた最適の移動手段の提供、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るための取組についての計画をいう。
- 二 「地域公共交通確保維持事業」とは、地域公共交通の存続が危機に瀕している地域において地域の特性・実状に最適な交通手段を確保・維持するために生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画及び離島航空路確保維持計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。

- 三 「地域公共交通バリア解消促進等事業」とは、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害の解消等を図るために実施される事業であって、「バリアフリー化設備等整備事業」、「利用環境改善促進等事業」及び「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」をいう。
- 四 「バリアフリー化設備等整備事業」とは、公共交通機関における高齢者・障害者等の移動に係る利便性及び安全性の向上の促進等を図るために生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 五 「利用環境改善促進等事業」とは、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてより制約の少ないシステムの導入等地域公共交通の利用環境改善を促進するために生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 六 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」とは、鉄道及び軌道による輸送の安全を確保するために生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）に基づいて実施される事業をいう。
- 七 「地域公共交通調査事業」とは、地域の公共交通に関する確保維持改善の取組であって、地域公共交通確保維持事業又は地域公共交通バリア解消促進等事業による補助を受けようとする事業について定める生活交通ネットワーク計画等の計画を策定するために必要な調査を行う事業をいう。
- 八 「地域協働推進事業」とは、持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた地域の関係者の協働により行う利用促進に係る事業をいう。
- 九 「地域協働推進事業計画」とは、前号に規定する地域協働推進事業に関する計画であって、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「活性化法」という。）第6条第1項に規定する協議会（以下「活性化法定協議会」という。）が、当該協議会での議論を経て策定するものをいう。
- 2 協議会、都道府県又は市区町村は、住民、地域公共交通の利用者、その他利害関係者の意見を反映させるため、前項第一号の生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画、離島航空路確保維持計画及び生活交通改善事業計画を含む。）を策定しようとするときは、あらかじめ協議会への当事者の参加、アンケート、ヒアリング、公聴会又はパブリックコメント等を行わなければならない（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を除く。）。

（協議会）

第3条 前条第1項第一号の協議会は、以下の者によって構成される。

- 一 関係する都道府県又は市区町村
- 二 関係する交通事業者又は交通施設管理者等
- 三 地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局を含む。以下「地方運輸局等」という。）又は地方航空局
- 四 その他地域の生活交通の実状、その確保・維持・改善の取組に精通する者等協議

会が必要と認める者

- 2 第2編第1章の陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、地域間幹線系統は地域間のみならず地域内の生活交通の機能を有すること、地域内フィーダー系統は地域間幹線系統と一体として地域の生活交通ネットワークを形成するものであることから、これらを踏まえ、的確かつ効果的な計画の策定が可能となるよう関係する都道府県及び市区町村がともに参加すること。
- 3 第2編第2章の離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に係る生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される離島航路確保維持計画を含む。）を策定する協議会にあっては、離島航路が地域の幹線交通であるとともに生活交通であることから関係する都道府県及び市町村がともに参加すること。
- 4 地方運輸局等及び地方航空局は、生活交通ネットワーク計画の策定に必要な助言等を行う。
- 5 協議会は、補助対象事業ごとに補助対象事業について評価を行い、その結果について地方運輸局又は地方航空局の長に報告しなければならない。

第2編 地域公共交通確保維持事業

第1章 陸上交通

第1節 地域間幹線系統確保維持費国庫補助金

（補助対象事業者等）

- 第4条 本節における補助対象事業者は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を経営する者（以下「乗合バス事業者」という。）であって、協議会又は都道府県等（以下「都道府県協議会等」という。）が協議会での議論を経て、第8条第1項に基づき定めた生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。
- 2 既に第10条第1項の規定により認定を受けた生活交通ネットワーク計画に係る補助対象系統が廃止される場合において、当該計画に記載された乗合バス事業者に代わって、道路運送法第21条第1項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う同法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者が生活交通ネットワーク計画に運送予定者として記載されたときは、前項の規定にかかわらず、これらの者は、本節における補助対象事業者とする。
- 3 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、第6条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対

し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

(補助対象期間)

第5条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

第6条 本節における補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 補助対象系統は、別表4及び別表4-1に定める要件に適合する系統とする。
- 二 補助対象経費の額は、別表5及び別表5-1に定めるところにより算定するものとする。

(生活交通ネットワーク計画)

第7条 陸上交通（地域間幹線系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
- 六 別表4及び別表4-1の補助事業の基準八に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
- 七 補助を受けようとする系統に係る利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組の内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標（地域協働推進事業（第124条第3項の認定を受けた計画に基づいて実施される事業に限る。第8条第3項第3号において同じ。）の実施により補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合に限る。）

2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域間幹線系統確保維持計画の策定をもって生活交通ネットワーク計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第17条第2項の地域内フィーダー系統確保維持計画の策定があるときは、都道府県協議会等は当該計画の内容等について情報共有を行うこと。

3 都道府県協議会等は、第1項第三号の運送予定者の選定に当たっては、これに抛りがたい事情があると大臣が認める場合を除き、サービスの品質・企画内容、価格等を総合的に比較考慮するため、企画競争その他これに準ずる競争性のある方法により行

わなければならない。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。

（生活交通ネットワーク計画の策定）

第8条 都道府県協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

2 前項の認定申請は、様式第1-1による生活交通ネットワーク計画認定申請書（地域間幹線系統確保維持計画の認定申請にあっては、様式第1-3による地域間幹線系統確保維持計画認定申請書）を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（補助金の交付を受けようとする前年度に第109条第1項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた者にあっては補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日、その他特にやむを得ない理由がある場合にあっては国土交通大臣の指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

3 都道府県協議会等は、前項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 運送予定者それぞれの、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類

二 運送予定者それぞれの、様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

三 第124条第3項の規定により認定を受けた地域協働推進事業計画並びに様式第1-5による補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度から過去5年間に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）
（地域協働推進事業の実施により補助対象事業の基準の特例を受けようとする場合に限る。）

（生活交通ネットワーク計画の変更）

第9条 都道府県協議会等は、前条の事業内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。

2 前項の認定申請は、様式第1-2による生活交通ネットワーク計画変更認定申請書（地域間幹線系統確保維持計画の変更に係る認定申請にあっては、様式第1-4による地域間幹線系統確保維持計画変更認定申請書）を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

（補助額の内定）

第10条 大臣は、都道府県協議会等から第8条第2項の規定に基づく生活交通ネットワーク計画認定申請書又は前条第2項に基づく生活交通ネットワーク計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第6条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前（補助金の交付を受けようとする前年度に地域公共交通調査事

業の交付決定を受けたものであって第 8 条第 2 項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする会計年度の 6 月 30 日までに行われた認定申請にあっては補助対象期間の終了前、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。以下同じ。) に認定及び補助額の内定を行い、当該都道府県協議会等に通知するものとする。

- 2 都道府県協議会等は、前項の通知があったときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。
- 3 補助対象事業者は、都道府県協議会等から前項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

(補助金交付申請)

第 11 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1 - 8 による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第 12 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第 1 - 9 による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 補助対象事業者が、認定を受けた生活交通ネットワーク計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、大臣は第 10 条第 1 項で都道府県協議会等に通知した内定額から全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。この場合において、補助対象期間の末日 (9 月 30 日) までに廃止又は休止された補助対象系統については、補助金の額の全部を減額するものとする。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこれらの限りではない。

(補助金の請求)

第 13 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 1 - 12 による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第 14 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

第 2 節 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

(補助対象事業者等)

第 15 条 本節における補助対象事業者は、乗合バス事業者又は道路運送法第 78 条第

2号に定める自家用有償旅客運送を行う者（以下「バス事業者等」という。）であって、協議会又は市区町村等（以下「市区町村協議会等」という。）が協議会の議論を経て、第17条に基づき定めた生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に運送予定者として記載されている者とする。

- 2 既に第18条の規定により読み替えて準用する第10条第1項の規定により認定を受けた生活交通ネットワーク計画に係る補助対象系統が廃止される場合において、当該計画に記載されたバス事業者等に代わって、道路運送法第21条第1項第2号の規定による許可を受けて乗合旅客の運送を行う同法第3条第1号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を営業者が生活交通ネットワーク計画に運送予定者として記載されたときは、前項の規定にかかわらず、これらの者は、本節における補助対象事業者とする。
- 3 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、予算の範囲内で額を増減することができる。

（補助対象事業の基準）

第16条 本節における補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 補助対象系統は、別表6に定める要件に適合する系統とする。
- 二 補助対象経費の額は、別表7に定めるところにより算定するものとする。

（生活交通ネットワーク計画）

第17条 陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（区域運行におけるサービス提供の単位とする区域及び運行区間を含む。以下「系統」という。）の概要及び運送予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

- 2 地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した地域内フィーダー系統確保維持計画の策定をもって生活交通ネットワーク計画に代えることができる。この場合において、当該計画に係る第7条第2項の地域間幹線系統確保維持計画の策定があるときは、市町村協議会等は、当該計画との整合を確保すること。

（準用規定）

第18条 第5条、第7条第3項、第8条（第3項第二号を除く。）から第14条まで

の規定は、本節において準用する。この場合、各条中「都道府県協議会等」とあるのは、「市区町村協議会等」と、「地域間幹線系統確保維持計画」とあるのは、「地域内フィーダー系統確保維持計画」と、「様式第１－３」とあるのは、「様式第１－６」と、「様式第１－４」とあるのは、「様式第１－７」と、読み替えるものとする。

第３節 車両減価償却費等国庫補助金

（補助対象事業者等）

第１９条 本節における補助対象事業者は、第６条及び第１６条の基準に適合する補助対象事業を行うバス事業者等とする。

２ 大臣は、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る補助対象経費の１／２に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

（補助対象事業の基準）

第２０条 本節における補助対象事業は、生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される地域間幹線系統確保維持計画及び地域内フィーダー系統確保維持計画を含む。以下この節において同じ。）に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両の取得であって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- 一 補助対象経費は、別表８に定める要件に適合する補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額とする。
- 二 補助対象経費の額は、別表９に定めるところにより算定するものとする。

（生活交通ネットワーク計画）

第２１条 都道府県協議会等又は市区町村協議会等は、生活交通ネットワーク計画に掲げる運送予定者が本節による補助を受けようとする場合には、第７条第１項各号又は第１７条第１項各号に掲げる事項に次に掲げる事項を加えて生活交通ネットワーク計画を策定するものとする。

- 一 車両の取得に係る目的・必要性
- 二 車両の取得に係る定量的な目標・効果
- 三 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者とその負担額

（補助額の内定）

第２２条 車両減価償却費等国庫補助金の補助額の内定については、第１０条（第１８条による読み替え後の規定を含む。）の規定を準用する。この場合において、生活交通ネットワーク計画の認定及び補助額の内定の通知は同条に基づく通知と併せて行うものとする。

（補助金交付申請）

第２３条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第１－１０

による申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の１１月３０日までに大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び額の確定等）

第２４条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第１－１１による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

（準用規定）

第２５条 第５条、第９条、第１３条及び第１４条の規定（第１８条による読み替え後の規定を含む。）は、本節において準用する。

第２章 離島航路

第１節 総則

（定義）

第２６条 この章において「離島航路」とは、本土（本州、北海道、四国、九州及び沖縄をいう。）と離島（本土に附属する島をいう。）とを連絡する航路、離島相互間を連絡する航路その他船舶以外には交通機関がない地点間又は船舶以外の交通機関によることが著しく不便である地点間を連絡する航路をいう。

２ この章において「離島航路事業」とは、離島航路における海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第４項に規定する旅客定期航路事業で同法の適用を受けるものをいい、「離島航路事業者」とは、離島航路事業を営む者をいう。

３ この章において「離島航路構造改革事業」とは、離島航路の維持・改善のために、協議会において、当該航路の経営診断などで問題点や課題を正確に把握した上で、将来の欠損増大・経営破綻を回避するための改革の取組をいう。

４ この章において「効率化船舶」とは、別表１７－１に定める省エネルギー性能の向上に資する設備のいずれかを備える船舶、現在使用している船舶に比べて総トン数が１０％以上小型化した船舶又は離島航路事業者が共同で利用する予備船舶をいう。

第２節 離島航路運営費等補助金

（補助対象事業者等）

第２７条 本節における補助対象事業者は、第２９条の事業を行う離島航路事業者であって、協議会又は都道府県若しくは市町村（以下この章において「協議会等」という。）が協議会での議論を経て定めた生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定された離島航路確保維持計画を含む。以下この章において同じ。）に運航予定者として記載されている者とする。

２ 大臣は、予算の範囲内において、第２９条の補助対象事業に係る補助対象経費の１

／ 2 に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

（補助対象期間）

第 28 条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度）の 9 月 30 日を末日とする 1 年間とする。

（補助対象事業）

第 29 条 本節における補助対象事業は、第 2 項及び第 3 項の基準に該当する離島航路（以下「補助対象航路」という。）を運航する事業とする。

2 航路に関する基準

- 一 離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。
- 二 本土と前号の地域又は前号の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下のいずれかに該当すること。
 - イ 他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。
 - ロ 同一離島に複数の航路が存在する場合に、同一離島について起点の港を異にし、終点が同一の市町村にない航路であり、協議会で決定された航路であること。
- 三 当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。
- 四 当該航路において関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。
- 五 当該航路の経営により生ずる欠損見込が明らかにやむを得ないと認められるとともに、整備計画に適合する運航計画に従って営んだ場合における収支差額が 25 万円以上であることが見込まれること。

3 運航計画及び整備計画に関する基準

当該航路に係る整備計画が当該航路の維持及び改善を図るため適切なものであって、その実施が確実であり、かつ、当該航路の運航計画、運賃及び料金が当該整備計画に適合していると認められるものであること。

（補助対象経費）

第 30 条 本節における補助対象経費は、次に掲げる算定方式により算出される経費とする。

- 2 航路の運営費にかかる補助対象経費は、実績収支差見込額（次項の旅客運賃の割引に伴う実績収支差見込額分を除く。）に別表 14 及び別表 15 により算出された額に基づく効率化係数を乗じた額とする。
- 3 協議会の決定により離島住民に対して旅客運賃の割引を行う場合の補助対象経費は、当該航路の区間の旅客運賃と、当該航路の起点又は終点の本土又は離島で運行される陸上公共交通機関における当該航路の区間の距離と同距離の運賃を比較し、航路の区間の運賃が高い場合において、航路運賃と協議会で決定された運賃との差額に、離島住民の利用人員を乗じて得た額とする。ただし、協議会で決定された運賃との差額は、当該公共交通機関の運賃との差額を限度とする。

- 4 当該航路の区間の距離と同距離の陸上公共交通機関の運賃がない場合には、別に定める運賃を適用することができるものとする。

（補助金の額）

第31条 補助対象事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の1/2に相当する額とし、予算の範囲内において定める額とする。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、大臣は、予算の範囲内で額を増減することができる。

- 2 前事業年度決算における当該事業者の全事業の当期利益金額（航路補助その他の助成金を除いて算出したものをいう。以下同じ。）が全事業の事業用固定資産価額の3%相当額を超えている者（離島航路整備法施行規則（昭和27年運輸省令第71号）第1条第4項第1号に掲げる他の旅客定期航路事業者とする事業の集約を行った者にあつては、当該集約の実施から5年を経過しない者を除く。）に対する運営費補助の額は、前項の規定により算出した金額から全事業の事業用固定資産価額の3%相当額を超える利益額を差し引いた金額とする。ただし、当該事業者が前事業年度決算において、資本金の8%相当額を超える配当をしている者についてはこれを交付しない。

（生活交通ネットワーク計画）

第32条 離島航路に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる向こう3ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果
- 三 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航路の概要及び運航予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者
- 五 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項

- 2 離島航路に係る地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した離島航路確保維持計画の策定をもって生活交通ネットワーク計画に代えることができる。
- 3 協議会等は、航路の効率的な運営を図る観点から、本節に係る生活交通ネットワーク計画を策定するに当たって、地域公共交通確保維持事業を継続的に行う事業者を選定するものとする。

（生活交通ネットワーク計画の策定）

第33条 協議会等は、本節の補助金の交付を受けて補助対象航路の運航を確保・維持させ、又は離島住民に対する旅客運賃の割引をさせようとするときは、前条第1項の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

- 2 第1項の認定申請は、様式第2-1による生活交通ネットワーク計画認定申請書（離島航路確保維持計画の認定申請にあつては、様式第2-21による離島航路確保維持計画認定申請書）を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の6月30日（特にやむを得ない理由がある場合にあっては国土交通大臣が指定する日）まで

に大臣に提出して行うものとする。

- 3 協議会等は、前項の提出をするときは、運航計画書（様式第2-2）、航路整備計画書（様式第2-3）、航路損益見込計算書（様式第2-4）、離島航路3ヵ年計画（様式第2-5）、離島住民運賃割引見込書（ただし、離島住民に対する旅客運賃の割引を行い、第30条第3項の補助対象経費を計上する場合に限る。）（様式第2-5-2）その他別に定める書類を添付するものとする。

（生活交通ネットワーク計画の変更）

第34条 協議会等は、前条の生活交通ネットワーク計画を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会での議論を経て、大臣の認定を受けるものとする。

- 2 前項の認定申請は、様式第2-6による生活交通ネットワーク計画変更認定申請書（離島航路確保維持計画の変更に係る認定申請にあつては、様式第2-22による離島航路確保維持計画変更認定申請書）を大臣に提出して行うものとする。
- 3 前条第3項の規定は、本条において準用する。

（補助額の内定）

- 第35条 大臣は、協議会等から第33条第2項の規定に基づく生活交通ネットワーク計画認定申請書又は前条第2項に基づく生活交通ネットワーク計画変更認定申請書の提出があつたときは、これを第29条の基準及び第30条の算定方式に従って審査の上、補助対象期間の開始前（計画変更の認定申請にあつては予定変更日前。以下同じ。）に認定及び補助額の内定を行い、当該協議会等に通知するものとする。
- 2 協議会等は、前項の通知があつたときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。
 - 3 補助対象事業者は、協議会等から前項の通知があつたときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における当該航路の運航、又は離島住民に対する旅客運賃の割引を行わなければならない。

（補助金交付申請）

- 第36条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、航路ごとに、様式第2-7による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月30日までに大臣に提出するものとする。
- 2 補助対象事業者は、前項の申請書に次の第一号及び第二号に掲げる書類を、離島住民に対する旅客運賃の割引を行う者は、様式第2-8による離島住民運賃割引実績報告書を添付しなければならない。
 - 一 当該年度の運航計画書（様式第2-2）、航路整備計画書（様式第2-3）、航路損益計算書（様式第2-9）
 - 二 定款、最近の貸借対照表、営業報告書、利益金処分に關する書類又はこれらに相当するもの、その他別に定める附属書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

- 第 37 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、提出された書類を審査の上、交付決定を行うとともに、第 30 条の算定方式及び第 31 条の規定に従って交付額を確定し、様式第 2 - 10 により補助対象事業者に通知するものとする。ただし、第 30 条第 3 項に係る補助金の額については、航路運賃と協議会で決定された運賃との差額に離島住民の利用実績人員を乗じて得た額の 1 / 2 とする。
- 2 補助対象事業者が、認定を受けた生活交通ネットワーク計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、大臣は第 35 条第 1 項で協議会等に通知した内定額から全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(補助金の請求)

- 第 38 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 2 - 11 による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

- 第 39 条 補助金の交付を受けた者は、離島航路運営費等補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 前項の帳簿及び離島航路運営費等補助金の経理に係る証拠書類は、離島航路運営費等補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

第 3 節 離島航路構造改革補助金

(補助対象事業等)

- 第 40 条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費について、予算の範囲内において、補助対象事業者に対し補助金を交付する。
- 2 本節における補助対象事業は、次に掲げる事業とする。
- 一 離島航路構造改革事業に係る調査事業
 - 二 補助対象航路で使用する船舶について、離島航路事業者に代わり地方公共団体が代替建造を行い所有する事業
 - 三 補助対象航路に就航している船舶を地方公共団体が買取を行い所有する事業
 - 四 離島航路事業者が効率化船舶への代替建造を行う事業
- 3 前項第一号から第四号までに係る事業は、補助を受けようとする会計年度の 4 月 1 日以降に着手した事業とする。

(補助対象事業者等)

- 第 41 条 本節における補助対象事業者は、第 27 条に定める離島航路事業者であって、協議会等が定めた生活交通ネットワーク計画に運航予定者として記載されているものとする。ただし、前条第 2 項第二号及び第三号に係る事業については、その事業を行

う一の地方公共団体とする。

（補助対象経費）

第42条 本節における補助対象経費は、次に掲げる経費とする。

- 一 離島航路構造改革事業に係る調査検討の経費
検討会の開催経費及び航路再編等のための調査事業費
 - 二 離島航路事業者に代わり、地方公共団体が代替建造する場合の経費
基本設計費、建造工事費及び建造工事に伴う附帯費であって取得価額に算入される費用（建造利息を除く。）
 - 三 離島航路に就航している船舶を地方公共団体が買い取る場合の経費
買い取ろうとする船舶の簿価相当額
 - 四 離島航路事業者が効率化船舶への代替建造をする場合の経費
基本設計費、建造工事費及び建造工事に伴う附帯費であって取得価額に算入される費用（建造利息を除く。）
- 2 前項第一号から第四号までの補助対象経費に係る消費税のうち、仕入れ控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないこととする。

（補助金の額）

第43条 補助対象事業者に交付する補助金の額は次に掲げる額とし、予算の範囲内において定める額とする。

- 一 前条第1項第一号に係る経費であって大臣が認める額
- 二 前条第1項第二号及び第三号に係る経費に30%を乗じて得た額
- 三 前条第1項第四号に係る経費に10%を乗じて得た額

（生活交通ネットワーク計画）

第44条 地域公共交通確保維持事業のうち離島航路構造改革事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 離島航路構造改革事業に係る目的・必要性
- 二 離島航路構造改革事業に係る定量的な目標・効果
- 三 離島航路の運航を確保・維持するための改善策等
- 四 離島航路構造改革事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

2 離島航路に係る確保維持事業及び離島航路構造改革事業に限定した計画として策定する場合は、第32条第1項各号及び前項各号の事項を記載した離島航路確保維持計画の策定をもって生活交通ネットワーク計画に代えることができる。

（補助金交付申請）

第45条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第2-12又は様式第2-12号の2による補助金交付申請書に、協議会等が策定した第32条第1項各号及び前条第1項各号の事項について記載のある生活交通ネットワーク計画

及び様式第 2 - 1 2 号の 3 による航路改善計画を添付し（第 4 0 条第 2 項第一号の調査のみを行う場合を除く。）大臣に提出するものとする。

2 第 4 0 条第 2 項第二号及び第四号に係る申請書には、工事見積書（造船契約書）仕様書及び建造工程表を添付しなければならない。

3 第 4 0 条第 2 項第三号に係る申請書には、買取計画表を添付しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第 4 6 条 大臣は、前条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第 2 - 1 3 による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第 4 7 条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第 2 - 1 4 による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし軽微な場合を除く。

二 補助対象経費として配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の 1 0 % 以内の流用増減の場合を除く。

（交付決定の変更及び通知）

第 4 8 条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第 2 - 1 5 による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第 4 9 条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して 3 0 日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（状況報告）

第 5 0 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 2 - 1 6 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助金の交付を受けることを予定していた会計年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して当該年度の 3 月 1 0 日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次年度第 2 四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 5 1 条 補助対象事業者は、第 4 0 条第 2 項第一号に係る事業については、その事業が完了した日、同条第 2 項第二号及び第四号に係る事業については、造船所から船舶の引渡しを受けた日、同条第 2 項第三号に係る事業については、離島航路事業者からの買取手続きの終了した日から起算して 3 0 日を経過した日、又は、補助金の交付を受けようとする会計年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、様式第 2 - 1 7 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 第 4 0 条第 2 項第一号に係る事業については、支払いを証する書類
- 二 第 4 0 条第 2 項第二号及び第四号に係る事業については、船価確定書
- 三 第 4 0 条第 2 項第三号に係る事業については、買取確定書

(補助金の額の確定等)

第 5 2 条 大臣は、前条第 1 項の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 2 - 1 8 により補助対象事業者に通知するものとする。

(事業の中止等)

第 5 3 条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(取得財産等の整理)

第 5 4 条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 5 5 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、補助対象事業者等が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 2 2 年国土交通省告示第 5 0 5 号）に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第 5 6 条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、

善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第 5 7 条 補助対象事業者は、取得財産等（適正化法施行令第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同条第 4 号又は第 5 号の規定により大臣が定める財産に限る。）について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号。以下「耐用年数省令」という。）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第 2 - 1 9 による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 1 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

4 第 1 項の規定にかかわらず、次号に該当する財産処分（有償譲渡、有償貸付け、当該財産処分により収益が見込まれる場合を除く。）については、様式第 2 - 2 0 による報告をもって大臣の承認があったものとみなす。

一 十年を経過した資産

二 災害による損壊等、補助対象事業者の責に帰することのできない事由による取り壊し又は廃棄

三 市町村合併、地域再生等の施策に基づいて行う財産処分

（準用規定）

第 5 8 条 第 3 8 条及び第 3 9 条の規定は、本節において準用する。

第 3 章 離島航空路

（補助対象事業者等）

第 5 9 条 本章における補助対象事業者は、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法（昭和 2 8 年法律第 7 2 号）第 2 条第 1 項の規定により指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 2 9 年法律第 1 8 9 号）第 1 条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成 1 4 年法律第 1 4 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。以下同じ。）に係る航空路線（以下「離島航空路線」という。）について、第 6 1 条の事業を行う航空法（昭和 2 7 年法律第 2 3 1 号）第 1 0 2 条に規定する本邦航空運送事業者（以下「航空運送事業者」という。）であって、協議会又は都道府県若しくは市町村（以下この章において「協議会等」という。）が協議会での議論を経て定めた生活交通ネットワーク計画（当該計画に代え

て策定された離島航空路確保維持計画を含む。以下この章において同じ。)に運航予定者として記載されている者とする。

- 2 大臣は、予算の範囲内において、第61条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

(補助対象期間)

第60条 本章における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度とする。

(補助対象事業)

第61条 本章における補助対象事業は、第2項及び第3項の基準に該当する離島航空路線(以下「補助対象航空路線」という。)を運航する事業とする。

- 2 航空路線に関する基準 補助対象期間において、経常損失が見込まれる離島航空路線のうち、次の各号に該当すること。
 - 一 当該離島航空路線によって結ばれる地点が、当該離島にとって最も日常拠点性を有していること。
 - 二 海上運送等の主たる代替交通機関による当該離島と前号の地点の間の所要時間が、概ね2時間以上であること。
 - 三 二以上の航空運送事業者が競合関係の下で経営する航空路線でないこと。
- 3 離島航空路運航計画に関する基準 当該離島航空路線に係る第65条第3項に規定する離島航空路運航計画の内容が、当該離島航空路線の確保維持を図るため適切なものであって、その実施が確実であると認められること。

(補助対象経費)

第62条 本章における補助対象経費は、次に掲げる算定方式により算出される経費とする。

- 2 航空路線の運航費にかかる補助対象経費は、別表18に定めるところにより算出される補助対象航空路線における補助対象期間の実績損失見込額(第4項の旅客運賃の割引に伴う実績収支差見込額分を除く。)と、別表19に定めるところにより算定される標準損失額のいずれか低い額とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、実績見込収支率が標準収支率(補助対象航空路線となる航空路線の実績見込収入額と実績見込収支率との相関関係が最大となる対数計算により求められる収支率をいう。以下同じ。)に満たない者に対する補助の額については、標準収支率との差分の率又は5%のいずれか少ない率に相当する額を前項の規定により算出した額から差し引いた額とする。
- 4 協議会の決定により離島住民に対して旅客運賃の割引を行う場合の補助対象経費は、次の第一号に定める運賃と、第二号に定める運賃との差額に、離島住民の利用人員を乗じて得た額とする。
 - 一 当該航空路線の離島住民に対する割引運賃(本事業による割引分を除く。)又は当該航空路線の普通運賃を平均的な割引率である26%相当額まで割り引いた額の

いずれか低い額

- 二 協議会で決定された離島住民に対する割引運賃（１キロメートルあたりの運賃が同一県内を運航する全離島路線の１キロメートルあたりの平均運賃（この号において「基準運賃」という。）より低い場合にあっては、基準運賃）

（補助金の額）

第６３条 補助対象事業者に交付する補助金の額は、補助対象経費の１／２に相当する額とし、予算の範囲内において定める額とする。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、大臣は、予算の範囲内で額を増減することができる。

（生活交通ネットワーク計画）

第６４条 離島航空路線に係る地域公共交通確保維持事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- 二 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標及び効果
- 三 地域公共交通確保維持事業により運航を確保・維持する航空路線の概要及び運航予定者
- 四 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者
- 五 地域公共交通確保維持事業の改善等に関する事項

２ 離島航空路線に係る地域公共交通確保維持事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した離島航空路確保維持計画の策定をもって生活交通ネットワーク計画に代えることができる。

３ 協議会等は、離島航空路線の効率的な運営を図る観点から、本章に係る生活交通ネットワーク計画を策定するに当たって、地域公共交通確保維持事業を継続的に行う事業者を選定するものとする。

（生活交通ネットワーク計画の策定）

第６５条 協議会等は、本章の補助金の交付を受けて補助対象航空路線の運航を確保、維持させ、又は離島住民に対する旅客運賃の割引をさせようとするときは、前条第１項の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

２ 前項の認定申請は、様式第３－１による生活交通ネットワーク計画認定申請書（離島航空路確保維持計画の認定申請にあっては、様式第３－１１による離島航空路確保維持計画認定申請書）を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の１２月３１日（特にやむを得ない理由がある場合にあっては、国土交通大臣が指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

３ 協議会等は、前項の提出をするときは、離島航空路運航計画書（様式第３－２）、航空路損益（見込）計算書（様式第３－３）、離島住民運賃割引見込書（ただし、離島住民に対する旅客運賃の割引を行い、第６２条第４項の補助対象経費を計上する場合に限る。）（様式第３－３－２）、経営改善五ヵ年計画（様式第３－４）、直近の損益計

算書、貸借対照表及び事業報告を添付するものとする。

（生活交通ネットワーク計画の変更）

第 6 6 条 協議会等は、前条の生活交通ネットワーク計画を変更するときは、あらかじめ計画の変更について協議会での議論を経て、大臣の認定を受けるものとする。

2 前項の認定申請は、様式第 3 - 5 による生活交通ネットワーク計画変更認定申請書（離島航空路確保維持計画の変更に係る認定申請にあつては、様式第 3 - 1 2 による離島航空路確保維持計画変更認定申請書）を大臣に提出して行うものとする。

3 前条第 3 項の規定は、本条において準用する。

（補助額の内定）

第 6 7 条 大臣は、協議会等から第 6 5 条第 2 項の規定に基づく生活交通ネットワーク計画認定申請書又は前条第 2 項に基づく生活交通ネットワーク計画変更認定申請書の提出があったときは、これを第 6 1 条及び第 6 2 条の規定に従って審査の上、補助対象期間の開始前（変更の申請にあつては予定変更日前。以下同じ。）に認定及び補助額の内定を行い、当該協議会等に通知するものとする。

2 協議会等は、前項の通知があったときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。

3 補助対象事業者は、協議会等から前項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における当該離島航空路線の運航、又は離島住民に対する旅客運賃の割引を行わなければならない。

（補助金交付申請）

第 6 8 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、各離島航空路線ごとに、様式第 3 - 6 による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 2 月末日までに、大臣に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第 6 9 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、提出された書類を審査の上、交付決定を行い、様式第 3 - 7 により、補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助対象事業実績報告）

第 7 0 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、様式第 3 - 8 による補助対象事業実績報告書を、離島住民に対する旅客運賃の割引を行う者は、様式 3 - 8 - 2 による離島住民運賃割引実績報告書を、補助対象事業の完了した日から起算して 1 月以内又はその翌年度の 4 月 1 0 日までのいずれか早い日に大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第71条 大臣は、前条の報告に係る補助対象事業の成果が補助金交付額の決定及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、第62条及び第63条の規定に従って交付額を確定し、様式第3-9による補助金の額の確定通知書により補助対象事業者へ通知するものとする。ただし、第62条第4項に係る補助金の額については、同項第一号に定める運賃と、同項第二号に定める運賃との差額に、離島住民の利用実績人員を乗じて得た額の1/2とする。

2 補助対象事業者が、認定を受けた生活交通ネットワーク計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、大臣は第67条第1項で協議会等に通知した内定額の一部又は全部を減額して補助金の額を確定する。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(補助金の請求)

第72条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第3-10による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第73条 補助金の交付を受けた者は、離島航空路運航費補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 前項の帳簿及び離島航空路運航費補助金の経理に係る証拠書類は、離島航空路運航費補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

第3編 地域公共交通バリア解消促進等事業

第1章 バリアフリー化設備等整備事業

(補助対象事業等)

第74条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費(以下この章において「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表20に定めるものとする。

(生活交通ネットワーク計画)

第75条 バリアフリー化設備等整備事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
- 二 バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者

四 バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

五 計画期間

- 2 バリアフリー化設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通ネットワーク計画に代えることができる。

(補助金の額)

第76条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表20に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第77条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第4-1による補助金交付申請書に、第75条第1項各号の事項を記載した生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画を添付し、大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第78条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定を行い、様式第4-2による交付決定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(交付決定の変更等の申請)

第79条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第4-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。
- 二 別表20に掲げる補助対象経費の区分において配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の10%以内の流用増減の場合を除く。

(交付決定の変更及び通知)

第80条 大臣は前条の規定による交付決定変更申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定の変更を行い、様式第4-4による交付決定変更通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第81条 補助対象事業者は、補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(状況報告)

第 8 2 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 4 - 5 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、状況報告書にその理由を付して事業年度の 3 月 1 0 日までに大臣に提出しなければならない。

3 補助対象事業者は、前項の補助対象事業の遂行状況について次事業年度第 2 四半期終了後、すみやかに状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第 8 3 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに様式第 4 - 6 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、補助対象事業の全部が交付決定年度内に完了しないときには、翌年度 4 月 3 0 日までに様式第 4 - 7 による終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 8 4 条 大臣は、前条本文の規定による完了実績報告を受けた場合であって、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 4 - 8 により補助対象事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 8 5 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 4 - 9 による補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(事業の中止等)

第 8 6 条 補助対象事業者は、補助対象事業の中止、廃止又は譲渡を行おうとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の整理)

第 8 7 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(取得財産等の整理)

第 8 8 条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第 8 9 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、補助対象事業者等が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 2 2 年国土交通省告示第 5 0 5 号）に定める期間とする。

（取得財産等の管理等）

第 9 0 条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第 9 1 条 補助対象事業者は、取得財産等（適正化法施行令第 1 3 条第 1 号から第 3 号までに掲げる財産及び同条第 4 号又は第 5 号の規定により大臣が定める財産に限る。）について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第 4 - 1 0 による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。

3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第 1 項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

第 2 章 利用環境改善促進等事業

（補助対象事業等）

第 9 2 条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

- 2 本章における補助対象事業の種目並びに補助対象事業の種目ごとの補助対象事業者、補助対象経費の区分及び補助率は、別表 2 1 に定めるものとする。

(生活交通ネットワーク計画)

第 9 3 条 利用環境改善促進等事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 利用環境改善促進等事業の目的・必要性
 - 二 利用環境改善促進等事業の定量的な目標及び効果
 - 三 利用環境改善促進等事業の内容と当該事業を実施する事業者
 - 四 利用環境改善促進等事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 五 計画期間
 - 六 別表 2 1 中の海事種目に定める離島航路に就航する船舶の建造を行う場合については、離島住民に対する運賃割引の内容及び運賃割引に要する費用(減収見込額)
- 2 利用環境改善促進等事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通ネットワーク計画に代えることができる。
- 3 L R T プロジェクト実施要綱(平成 1 8 年 4 月 1 2 日)に基づき、鉄軌道事業者、地方公共団体及び地域の企業・N P O ・住民から構成される協議会等が策定する計画(以下「L R T 整備計画」という。)については、第 1 項に掲げる事項のうち、当該 L R T 整備計画に記載されていない事項を記載した書類(以下「追記書類」という。)を添付することにより生活交通ネットワーク計画に代えることができる。
- 4 前項の追記書類は協議会での議論を経て作成しなければならない。

(補助金の額)

第 9 4 条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に別表 2 1 に定める補助率を乗じて得た額以内とする。

(補助金交付申請)

第 9 5 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第 4 - 1 による補助金交付申請書に、第 9 3 条第 1 項各号の事項を記載した生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

(公共工事の品質確保の促進)

第 9 6 条 L R T 整備計画に基づく事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 1 7 年法律第 1 8 号)に則り、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することとする。

(準用規定)

第 9 7 条 第 7 8 条から第 9 1 条までの規定は、第 9 2 条第 1 項の補助対象事業を行う場合において準用する。

第 3 章 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

(補助対象事業等)

第 9 8 条 大臣は、補助対象事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 本章における補助対象事業は、補助対象事業者が行う安全性の向上に資する次の各号に掲げる設備の整備等とする。

- 一 信号保安設備
- 二 保安通信設備
- 三 防護設備
- 四 停車場設備
- 五 線路設備
- 六 電路設備
- 七 変電所設備
- 八 車両設備
- 九 その他設備

3 本章における補助対象事業者は、次の各号に掲げる者を除いた鉄軌道事業者とする。

- 一 地方公共団体（第三種鉄道事業者を除く。）
- 二 東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社
- 三 大手民鉄及び大手民鉄に準ずる大都市周辺の民鉄事業者
- 四 鋼索鉄道のみを経営する事業者

(生活交通ネットワーク計画)

第 9 9 条 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業を行う場合は、生活交通ネットワーク計画に、次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

- 一 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の目的・必要性
- 二 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の定量的な目標及び効果
- 三 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
- 四 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 五 計画期間

2 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業に限定した計画として策定する場合は、前項各号の事項を記載した生活交通改善事業計画の策定をもって、生活交通ネットワーク計画に代えることができる。

3 活性化法に基づく大臣の認定を受けた鉄道事業再構築実施計画については、第 1 項に掲げる事項のうち、当該鉄道事業再構築実施計画に記載されていない事項を記載し

た書類（以下「追記書類」という。）を添付することにより生活交通ネットワーク計画に代えることができる。

4 前項の追記書類は協議会での議論を経て作成しなければならない。

（交付の対象等）

第100条 補助対象経費の範囲は、補助対象事業者が補助対象事業の設備の整備に直接要した本工事費（資産の購入を含む。） 附帯工事費、補償費、調査費及び鉄道事業再構築実施計画に基づく事業を実施するために要するコンサルティングに係る委託経費とする。

2 前項の補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

3 第1項の補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除が出来ない場合は、補助対象経費に係る消費税相当額を補助対象とするものとする。この場合においては、第102条に規定する補助金交付申請書に仕入控除ができない理由を記載した理由書を添付して提出しなければならない。かつ、様式第4-11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出しなければならない。

4 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業における補助対象経費の額が、交付申請時における直近の決算における鉄道事業の経常利益の額（別表23に定める収益及び費用の配賦方式に基づき計算した額）を下回る場合は、交付の対象としないものとする。

5 前項の規定は、前条第3項に基づき生活交通ネットワーク計画に代えて提出された鉄道事業再構築実施計画に基づき行われる事業については適用しないものとする。

（補助金の額）

第101条 国が交付する補助金の額は、補助対象経費に補助率1/3を乗じて得た額以内の額とする。

2 鉄道事業再構築事業を実施する補助対象事業者が行う補助対象事業に要する費用を関係地方公共団体（国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日における当該地方公共団体の直近の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。）が0.46未満である地方公共団体に限る。以下この項において「特定地方公共団体」という。）が負担するときは、前項の規定にかかわらず、国が交付する補助金の額は、第1号に掲げる額に第2号に掲げる額を加えて得た額とする。

一 特定地方公共団体が当該補助対象事業者に交付することとなる額（この号において「特定地方公共団体補助額」という。）に特定地方公共団体補助額に相当する国庫補助額を加えた額（次号において「特定補助対象経費」という。）に補助率1/2を乗じて得た額以内の額

二 補助対象経費から特定補助対象経費を除いて得た額に、補助率1/3を乗じて得た額以内の額

(補助金交付申請)

第 1 0 2 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第 4 - 1 による補助金交付申請書に、第 9 9 条第 1 項各号の事項を記載した生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画等を添付し、大臣に提出しなければならない。

(交付決定の変更等の申請)

第 1 0 3 条 補助対象事業者は、次の各号に該当するときは、様式第 4 - 3 による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な場合を除く。
- 二 様式第 4 - 1 別紙 3 に掲げる各工事内容間の補助対象経費の配分された額を変更しようとするとき。ただし、変更を行う配分額のいずれか低い額の 3 0 % 以内の流用増減の場合を除く。

(公共工事の品質確保の促進)

第 1 0 4 条 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業の実施に当たっては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 1 7 年法律第 1 8 号）に則り、経済的に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行い、工事の品質を確保することとする。

(準用規定)

第 1 0 5 条 第 7 8 条及び第 8 0 条から第 9 1 条までの規定は、第 9 8 条第 2 項の補助対象事業を行う場合において準用する。

第 4 編 地域公共交通調査等事業

第 1 章 地域公共交通調査事業

(補助対象事業者)

第 1 0 6 条 本章における補助対象事業者は、第 2 条第 1 項第一号に規定する協議会とする。

(交付の対象等)

第 1 0 7 条 大臣は、補助対象事業者が取り組む地域の公共交通の確保維持改善に係る計画の策定調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この章において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

2 第 1 項の大臣が認める補助対象経費及び補助率については、別表 2 4 のとおりとする。

(補助金交付申請)

第108条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第5-1による補助金交付申請書に、地域公共交通調査事業の実施に関する事項を記載した計画その他の必要な書類を添付し、大臣に提出しなければならない。

（交付の決定及び通知）

第109条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第5-2による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

（交付決定の変更等の申請）

第110条 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第5-3による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の軽微な場合とは、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和30年中央連絡協議会）による。

（交付決定の変更及び通知）

第111条 大臣は前条に基づく交付決定変更申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定の変更を行い、様式第5-4による交付決定変更通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定の変更に際して、必要な条件を付することができる。

（申請の取下げ）

第112条 補助対象事業者は補助金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（事業の中止等）

第113条 補助対象事業者が補助対象事業の中止又は廃止をしようとする場合は、その旨を記載した書面を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（交付決定の取り消し）

第114条 大臣は、補助金の交付の決定をした場合において、前条に定める補助対象事業の中止又は廃止の他、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

（状況報告）

第 1 1 5 条 補助対象事業者は、大臣の要求があった場合には、すみやかに様式第 5 - 5 による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

2 補助対象事業者は、補助対象事業が補助対象事業年度内に完了しない見込みであるときは、当該補助対象事業者は、状況報告書にその理由を付してすみやかに大臣に提出しなければならない。

（実績報告）

第 1 1 6 条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは、その日から 1 か月を経過した日又は翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日までに様式第 5 - 6 による完了実績報告書を大臣に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 1 1 7 条 大臣は、前条に規定する完了実績報告を受けた場合は、その報告に係る補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、別表に定めるところにより、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 5 - 7 による額の確定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 1 8 条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、様式第 5 - 8 による補助金支払請求書を提出しなければならない。

（補助金の整理）

第 1 1 9 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区分して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

（取得財産等の整理）

第 1 2 0 条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

（帳簿等の保存）

第 1 2 1 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておかなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

- 2 前項で規定する期間は、補助対象事業者等が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）に定める期間とする。

（取得財産等の管理等）

- 第122条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

- 第123条 補助対象事業者は、取得財産等（適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同条第4号又は第5号の規定により大臣が定める財産に限る。）について、補助金交付の目的及び耐用年数省令を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまでは、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
- 2 補助対象事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ様式第5-9による財産処分承認申請書を提出して大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、前項の承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により補助対象事業者に利益が生じるときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部を国に納付させることとする。

第2章 地域協働推進事業

第1節 地域協働推進事業計画

（地域協働推進事業計画の作成）

- 第124条 活性化法法定協議会が地域協働推進事業計画を作成したときは、当該計画について大臣の認定を申請することができる。
- 2 活性化法法定協議会は、前項に規定する認定を申請しようとするときは、様式第5-11による地域協働推進事業計画認定申請書に、当該協議会が作成した活性化法第5条第1項に規定する地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の写しを添付し、大臣に提出するものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定による認定の申請があった場合において、その地域協働推進事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 連携計画において、地域協働推進事業の実施について、実施主体を明らかにした上で記載されていること。

- 二 地域協働推進事業の実施に当たっての推進体制が明確であり、市町村、交通事業者及び住民その他の地域の関係者のそれぞれの役割分担が明確になっていること。
 - 三 地域協働推進事業の取組が継続的かつ計画的であると認められること。
 - 四 地域協働推進事業計画に係る効果目標の設定が地域の実情等に照らし適切であると認められること。
- 4 大臣は、前項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を活性化法法定協議会に通知するものとする。

（地域協働推進事業計画の変更）

- 第125条 活性化法法定協議会は、前条第3項の認定を受けた地域協働推進事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ計画の変更について同協議会の議論を経て大臣の認定を受けるものとする。ただし、軽微な場合はこの限りでない。
- 2 前項に規定する変更を行う場合において、必要に応じ、連携計画についても変更を行うものとする。
- 3 第1項の認定申請は、様式第5-12による地域協働推進事業計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。
- 4 前条第3項及び第4項の規定は、第1項前段の規定による変更申請において準用する。

（権限の委任）

- 第126条 本節に規定する大臣の権限は、別に定めるところにより地方運輸局長その他の者に委任することができる。

第2節 地域協働推進事業費補助金

（補助対象事業者）

- 第127条 本節における補助対象事業者は、地域協働推進事業計画を作成し、当該計画について第124条第3項の認定を受けた活性化法法定協議会であって、当該協議会を構成する市町村の区域内において、次に掲げる事業のいずれか（当該計画と関連すると認められる事業に限る。）が実施され、又は実施されることが予定されているものとする。

- イ 地域公共交通確保維持事業
- ロ 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

（交付の対象等）

- 第128条 大臣は、補助対象事業者が地域協働推進事業計画に基づく地域協働推進事業を行う際に必要となる経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下この節において「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し、補助金を交付する。
- 2 前項の大臣が認める補助対象経費及び補助率については、別表24-1のとおりと

する。

(補助対象期間)

第 1 2 9 条 本節における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度とする。

(補助金交付申請)

第 1 3 0 条 補助対象事業者は、地域協働推進事業計画について、第 1 2 4 条第 3 項の認定を受けた場合であって、本節の補助金を受けて地域協働推進事業を実施しようとするときは、すみやかに様式第 5 - 1 3 による補助金交付申請書を大臣に提出するものとする。

(交付の決定及び通知)

第 1 3 1 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、様式第 5 - 1 4 による交付決定通知書により補助対象事業者に通知するものとする。

2 大臣は、前項の交付決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 補助対象事業者が初めて交付決定を受けた日の属する会計年度の翌々年度以降の年度においては、当該補助対象事業者に係る地域協働推進事業計画の計画期間内であるかを問わず、大臣は、当該補助対象事業者には交付の決定を行わないものとする。

(交付決定の変更の申請)

第 1 3 2 条 補助対象事業者は、補助対象事業に要する経費の配分の変更又は内容の変更を行おうとするときは、あらかじめ、様式第 5 - 1 5 による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、この限りでない。

一 経費の配分の変更を行う場合であって、変更を行う配分額の 3 0 % 以内の流用増減の場合

二 内容の変更を行う場合であって、「補助金等適正化法の「軽微な変更」及び「同種」の基準」(昭和 3 0 年中央連絡協議会) に該当する場合

(準用規定)

第 1 3 3 条 第 1 1 1 条から第 1 2 3 条までの規定は、本節において準用する。この場合において、第 1 1 1 条第 1 項中「様式第 5 - 4」とあるのは「様式第 5 - 1 6」と、第 1 1 5 条第 1 項中「様式第 5 - 5」とあるのは「様式第 5 - 1 7」と、第 1 1 6 条中「様式第 5 - 6」とあるのは「様式第 5 - 1 8」と、それぞれ読み替えるものとし、様式第 5 - 7 から様式第 5 - 1 0 までにおいて「地域公共交通調査事業」とあるのは「地域協働推進事業」と読み替えて適用するものとする。

附 則

第1条 この要綱は、平成23年度予算から施行する。

(バス運行対策費補助金に関する経過措置)

第2条 第5条(第18条及び第25条において準用する場合を含む。)中「1年間」とあるのは、平成23年度に限り、「4月1日から9月30日の間」と読み替えるものとする。ただし、次条に基づき申請する補助対象事業を除く。

第3条 第6条に定める補助対象事業の基準に関わらず、この要綱施行の際、現に別表10の補助対象系統の要件に合致している地域間幹線系統については、平成23年度に限り、第8条第2項に基づく生活交通ネットワーク計画の申請を、附則第5条に定める生活交通路線維持確保3ヵ年計画の申請をもって代えることができる。この場合にあっては、補助対象経費の額は、別表11で定めるところにより算出するものとする。

第4条 前条の規定に基づき補助金の交付を受けて補助対象系統を運行させようとするときは、都道府県は、協議会における協議結果に基づき、次の事項を記載した生活交通路線維持確保3ヵ年計画を策定し、大臣の承認を受けるものとする。ただし、大臣は、承認に当たり、第10条に基づく補助額の内定は行わないものとする。

一 生活交通路線の概要

二 生活交通路線のアセスメント概要

三 別表10の基準により、平日1日当たりの運行回数が3回以上と協議会が認めた系統の概要

四 別表10の基準により、「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認められるものとして、都道府県が指定しようとする市町村の一覧

第5条 前条の承認申請は、様式第1-13による生活交通路線維持確保3ヵ年計画書を、平成23年6月30日までに大臣に提出して行うものとする。

第6条 第8条第2項中「会計年度の前年度の6月30日」とあるのは、平成23年度に限り、「会計年度の当該年度の6月30日」と読み替えるものとする。

第7条 第10条第1項及び第2項中「補助対象期間の開始前」とあるのは、平成23年度に限り、「補助対象期間の終了前」と読み替えるものとする。

第8条 「バス運行対策費補助金交付要綱」(平成13年5月15日国自旅第16号)に基づき平成23年3月31日までに取得した車両については、第20条の基準に適合した車両とみなす。この場合にあっては、平成23年度に限り、別表9中「補助対象期間中に使用する予定の月数」とあるのは「補助対象期間中に使用した月数」と、同号口中「実費購入予定費」とあるのは「実費購入費」と読み替えるものとする。

第9条 附則第3条に基づく補助対象系統を主に運行するために取得する車両については、平成23年度に限り、第20条に規定する「生活交通ネットワーク計画に記載された補助対象系統を運行するために必要な車両」とみなして同条の規定を適用する。

第10条 附則第3条に基づく補助対象系統については、平成23年度に限り、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る基準に基づき算出された補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、第4条第2項に基づき補助対象事業者に交付する額に加えて、補助対象事業者に交付することができる。

第 11 条 前条の補助対象事業者の行う補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

一 補助対象系統は、別表 12 に定める要件に適合する系統とする。

二 補助対象経費の額は、別表 13 に定めるところにより算定するものとする。

第 12 条 別表 1 において、山陰ブロックに属する補助対象系統にあっては、平成 25 年度に第 8 条第 1 項に基づく認定を受けたものについては、平成 28 年 9 月 30 日までの間の運行に限り、別表 2 と比較して、地域キロ当たり標準経常費用が高い方のブロックを適用する。

第 13 条 別表 6 補助事業の基準の欄中「補助対象地域間幹線系統」とあるのは、平成 23 年度に限り、「補助対象地域間幹線系統（附則第 4 条の規定により国土交通大臣の承認を受けた生活路線確保維持 3 ヶ年計画に記載された生活交通路線を含む。）」と読み替えるものとする。

（離島航路補助金に関する経過措置）

第 14 条 第 28 条中「9 月 30 日を末日とする 1 年間」とあるのは、平成 23 年度に限り、「4 月 1 日から 9 月 30 日の間」と読み替えるものとする。ただし、附則第 17 条前段に基づき申請する補助対象事業を除く。

第 15 条 第 33 条第 2 項中「会計年度の前年度の 6 月 30 日」とあるのは、平成 23 年度に限り、「会計年度の当該年度の 6 月 30 日」と読み替えるものとする。

第 16 条 第 35 条第 1 項及び第 2 項中「補助対象期間の開始前」とあるのは、平成 23 年度に限り「補助対象期間の終了前」と読み替えるものとする。

第 17 条 この要綱施行の際、現に別表 16 の補助対象事業の基準に適合する離島航路事業であって、離島航路整備法施行規則第 2 条の規定により平成 23 年度国庫補助航路として通知されている離島航路事業については、平成 23 年度に限り、第 33 条第 1 項の生活交通ネットワーク計画の策定及び大臣への申請及び第 36 条第 1 項に基づく補助金交付申請を要しない（この場合、第 30 条第 3 項及び第 4 項の規定は適用しない。）。ただし、別表 16 中の補助対象事業の基準に該当するとして、附則第 14 条によって読み替えられた補助対象期間について、第 30 条の算定方式により算出される経費を補助対象とする申請を行う場合は、当該申請に係る離島航路事業についてはこの限りではない。

第 18 条 前条の規定（ただし書きの規定による場合を除く。）により、第 33 条第 1 項による申請を行わない離島航路事業については、大臣は、第 35 条第 1 項に基づく補助額の内定を行わない。

第 19 条 附則第 17 条（ただし書きの規定による場合を除く。）の規定により、第 33 条第 1 項による申請を行わない離島航路事業については、平成 23 年度に限り、第 27 条、第 30 条及び第 31 条の規定に関わらず、補助対象事業者、補助対象経費及び補助金の額は、別表 16 の定めるところによる。

第 20 条 附則第 17 条の規定により、第 33 条第 1 項による申請を行わない離島航路事業を運航する離島航路事業者については、平成 23 年度に限り、生活交通ネットワーク計画に運航予定者として記載されているものとして第 41 条の規定を適用する。

（離島航空路補助金に関する経過措置）

第 2 1 条 第 6 0 条中「国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法第 1 1 条に規定する会計年度をいう。）」とあるのは、平成 2 3 年度に限り、「平成 2 3 年 1 0 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日の間（以下本節において「会計年度」という。）」と読み替えるものとする。

第 2 2 条 第 6 5 条第 2 項中「毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の 1 2 月 3 1 日」とあるのは、平成 2 3 年度に限り、「平成 2 3 年 7 月 3 1 日」と読み替えるものとする。

（交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金に関する経過措置）

第 2 3 条 この要綱の施行前に、交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金交付要綱の規定により交付決定がなされた補助対象事業について、補助対象事業者は補助金交付申請書に生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画の添付を要さないものとする。この場合における国が交付する補助金の額は、地方公共団体の補助する額以内とし、かつ、補助対象経費に 1 / 3 を乗じて得た額以内とする。

（鉄道軌道輸送対策事業費補助金に関する経過措置）

第 2 4 条 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、平成 2 6 年度までの間に限り、鉄道軌道輸送対策事業費補助金交付要綱（平成 2 0 年 3 月 3 1 日国鉄業第 6 1 号）第 2 0 条第 1 項に規定する再生計画に基づき、通勤、通学又は貨物輸送を主として行う鉄道の路線（以下「補助対象路線」という。）において実施される経費節減及びサービス改善効果が著しく地方鉄道の活性化に資する設備の整備（以下「再生計画事業」という。）に対し、予算の範囲内において当該事業を実施する鉄道事業者に対し補助金を交付する。

2 前項の補助金の補助対象経費及び補助率は別表 2 2 に定める。

第 2 5 条 再生計画事業の交付対象は、交付申請時における直近の全事業の決算（以下「全事業決算」という。）のうち、補助対象路線に係る決算において経常損失を生じている路線において実施されるものであって、全事業決算において経常損失を生じているか又は経常利益の金額が全事業決算における全事業の事業用固定資産の価額の 5 分に相当する金額を超えない鉄道事業者が実施するものとする。ただし、再生計画の 2 ヶ年目以降、全事業決算のうち、補助対象路線に係る決算において経常利益が生じた場合、その金額が鉄道事業用固定資産の価額の 5 分に相当する金額を超えない路線に係る補助対象事業者が実施するものについても交付の対象とする。

2 再生計画事業を実施するにあたり、補助金の運用に関し各路線別に収益及び費用を計算する場合において、各路線の収益及び費用は別表 2 3 に定めるところにより配賦する。

3 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業と合わせて再生計画事業を実施する場合、両事業に係る補助対象経費の額を合算した額が、交付申請時における直近の決算における鉄道事業の経常利益の額（別表 2 3 に定める収益及び費用の配賦方式に基づき計算した額）を下回る場合は、交付の対象としないものとする。

4 前項の規定は、第 9 9 条第 3 項に基づき生活交通ネットワーク計画に代えて提出された鉄道再構築実施計画に基づき行われる事業については適用しないものとする。

第 2 6 条 国が再生計画事業として交付する補助金の額は、地方公共団体の補助する額

以内とし、かつ、別表２２に定める補助対象経費に補助率を乗じて得た額以内とする。

第２７条 補助対象事業者は、再生計画事業に係る補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第４－１による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。この場合、生活交通ネットワーク計画又は生活交通改善事業計画等の添付を要さないものとする。

第２８条 第７８条、第８０条から第９１条まで、第１０３条及び第１０４条の規定は、再生計画事業を行う場合において準用する。

（地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に関する経過措置）

第２９条 国土交通大臣は、地方公共交通活性化・再生総合事業費補助金交付要綱（平成２０年２月２９日国総計第１００号）第４条第３項に基づき、地方運輸局長（神戸運輸監理部長及び沖縄総合事務局長を含む。以下「地方運輸局長等」という。）又は地方航空局長の認定を受けた地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づき行われる鉄道・バス・タクシー・旅客船・航空等の事業（以下附則第２９条第２項から附則第３４条において「補助対象事業」という。）であって、既に事業に着手しているものの実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下附則第３２条第１項において「補助対象経費」という。）について、平成２３年度に限り予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

２ 前項の大臣が認める補助対象経費及び補助率については、別表２５のとおりとする。

第３０条 前条第１項の補助対象事業者は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）第６条に規定する協議会とする。

第３１条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、すみやかに様式第６－１による補助金交付申請書を大臣に提出しなければならない。

第３２条 補助対象事業者は、補助対象経費の別表に定める各種目間の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い方の額の３０％以内の変更を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第６－３による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

２ 補助対象事業者は、補助対象事業の内容の変更（軽微な場合を除く。）をする場合には、あらかじめ様式第６－３による交付決定変更申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

３ 前項の軽微な場合とは、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）の「軽微な変更」及び「同種」の基準」（昭和３０年中央連絡協議会）による。

第３３条 補助対象事業者は、補助対象事業年度毎に、地方運輸局長等に対し、補助対象事業の評価結果について報告しなければならない。

第３４条 第１０９条及び第１１１条から第１２３条までの規定は、附則第２９条第１項の補助対象事業を行う場合において準用する。

（東日本大震災の被災地域における地域間幹線系統確保維持事業の特例）

第３５条 大臣は、平成２７年度までの間に限り、東日本大震災により直接的に甚大な被害を受け、当該地域に係る地域間幹線系統の確保維持が特に必要な市町村

であって地方運輸局長が指定するもの（以下「指定被災市町村」という。）への需要に対応して運行される運行系統に係る地域間幹線系統確保維持事業（以下「被災地域地域間幹線系統確保維持事業」という。）を行う場合においては、第２編第１章の規定（第２節を除く。）に関わらず、本条から第６５条に定めるところにより、予算の範囲内において補助対象事業者に補助金を交付することができるものとする。

（補助対象事業者等）

第３６条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業者は、次の各号に掲げる者であって、本則第２条第１項第一号の協議会又は県若しくは市町村（以下「県協議会等」という。）が、附則第３９条第１項に基づき定めた被災地域生活交通確保維持計画に運送予定者として記載されている者とする。

一 道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第一号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）を經營する者（以下、「一般乗合旅客自動車運送事業者」という。）

二 道路運送法第３条第一号ロに定める一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般貸切旅客自動車運送事業者」という。）

三 道路運送法第３条第一号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業を經營する者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者」という。）

四 道路運送法第７８条第二号に定める自家用有償旅客運送を行う者

２ 国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、予算の範囲内において、附則第３８条の補助対象事業に係る補助対象経費の１／２に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付する。

（補助対象期間）

第３７条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和２２年法律第３４号）第１１条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の９月３０日を末日とする１年間とする。

２ 前項中「国庫補助金の交付を受けようとする会計年度（財政法（昭和２２年法律第３４号）第１１条に規定する会計年度をいう。以下同じ。）の９月３０日を末日とする１年間」とあるのは、平成２３年度予算に限り、「平成２３年３月１１日から９月３０日の間」と読み替えるものとする。

（補助対象事業の基準）

第３８条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

一 補助対象系統は、別表２６に定める要件に適合する系統とする。

二 補助対象経費の額は、別表２７に定めるところにより算定するものとする。

（被災地域生活交通確保維持計画）

第３９条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業を行う場合は、被災地域生活交通確保

維持計画に、次に掲げる向こう３ヵ年の事項について具体的に記載するものとする。

- 一 運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
- 二 要する費用の総額、負担者及びその負担額
- 三 別表２６の補助事業の基準八に基づき、県協議会等が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
- 四 別表２６の補助事業の基準二に基づき、県協議会等が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要

- ２ 県協議会等は、前項第１号の運送予定者の選定に当たっては、当該運送予定者と合意の上、これを行うものとする。なお、一の補助対象期間を分割して又は複数の補助対象期間にまたがって運送予定者を選定することを妨げない。

（被災地域生活交通確保維持計画の策定）

第４０条 県協議会等は、被災地域地域間幹線系統確保維持事業の補助金の交付を受けて補助対象系統の運行を確保・維持しようとするときは、前条の計画を策定し、大臣に認定を申請するものとする。

- ２ 前項の認定申請は、被災地域生活交通確保維持計画認定申請書を毎年、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度の６月３０日（補助金の交付を受けようとする前年度に本則第１０９条第１項に基づき地域公共交通調査事業の交付決定を受けた者にあつては補助金の交付を受けようとする会計年度の６月３０日、その他特にやむを得ない理由がある場合にあつては国土交通大臣の指定する日）までに大臣に提出して行うものとする。

- ３ 前項中「会計年度の前年度の６月３０日」又は「補助金の交付を受けようとする会計年度の６月３０日」とあるのは、平成２３年度までの間に限り、それぞれ、「会計年度の当該年度の８月３１日」又は「補助金の交付を受けようとする会計年度の８月３１日」と読み替えるものとする。

- ４ 県協議会等は、第２項の提出をするときは、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - 一 運送予定者それぞれの、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）第２条第２項の事業報告書及びこれに関連する必要な事項を記載した書類
 - 二 運送予定者それぞれの、補助金の交付を受けようとする会計年度の前々年度に係る運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象系統に係るものに限る。）

（被災地域生活交通確保維持計画の変更）

第４１条 県協議会等は、次項に定める場合を除き、前条の事業内容を変更するときは、あらかじめ計画の変更について関係者間において事前に調整及び合意の上、大臣の認定を受けるものとする。

- ２ 前条の事業内容の変更のうち、次の各号に掲げる軽微な変更であつて、認定を受けた補助金額の増加を伴わないものについては、補助金の交付を受けようとする会計年度の１１月３０日までに、認定を受けた計画と変更後の計画の新旧を記載した書類を添付して、大臣に報告を行うものとする。

- 一 運行回数の変更
- 二 運行日の変更
- 三 運行期間の変更
- 四 運行区間の短縮
- 五 その他大臣が軽微な変更と認めるもの

3 第1項の認定申請は、被災地域生活交通確保維持計画変更認定申請書を大臣に提出して行うものとする。

4 前条第4項の規定は、本条において準用する。

(補助額の内定)

第42条 大臣は、県協議会等から附則第40条第2項の規定に基づく被災地域生活交通確保維持計画認定申請書又は前条第3項に基づく被災地域生活交通確保維持計画変更認定申請書の提出があったときは、これを附則第38条の補助対象事業の基準に従って審査の上、補助対象期間の開始前(補助金の交付を受けようとする前年度に地域公共交通調査事業の交付決定を受けたものであって第8条第2項の規定に基づき補助金の交付を受けようとする会計年度の6月30日までに行われた認定申請にあっては補助対象期間の終了前、計画変更の認定申請にあっては予定変更日前。以下同じ。)に認定及び補助額の内定を行い、当該県協議会等に通知するものとする。

2 県協議会等は、前項の通知があったときは、補助対象事業者に係る通知内容を、当該補助対象事業者に対し、補助対象期間の開始前に通知しなければならない。

3 補助対象事業者は、県協議会等から前項の通知があったときは、当該通知の内容に基づき、補助対象期間における運行を行うものとする。

4 第1項及び第2項中「補助対象期間の開始前」とあるのは、平成23年度予算に限り、「補助対象期間の終了前」と読み替えるものとする。

(補助金交付申請)

第43条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第44条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 補助対象事業者が、認定を受けた被災地域生活交通確保維持計画に基づく補助対象事業の全部又は一部を実施しなかったときは、その実施しなかった割合に応じ、大臣は附則第42条第1項で県協議会等に通知した内定額から全部又は一部を減額して補助金の額を確定する。

(補助金の請求)

第45条 補助対象事業者は、国から補助金の支払いを受けようとするときは、補助金支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の整理)

第46条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(東日本大震災の被災地域における車両の取得に対する補助の特例)

第47条 大臣は、平成27年度までの間に限り、指定被災市町村への需要に応じて運行される補助対象系統を運行するために必要な車両の取得であって附則第49条の補助対象事業(以下「被災地域車両取得事業」という。)に対し、本則第2編第1章第3節の規定に関わらず、予算の範囲内において、補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付することができる。

(補助対象事業者等)

第48条 被災地域車両取得事業の補助対象事業者は、附則第38条の基準に適合する補助対象事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者とする。

(補助対象事業の基準等)

第49条 被災地域車両取得事業の補助対象事業は、被災地域地域間幹線系統確保維持事業の補助対象系統の運行のために必要な車両の取得等であって、次の各号のいずれかの区分に掲げる基準に適合するものとする。

一 車両減価償却費等国庫補助金

ア 補助対象経費は、別表28に定める要件に適合する補助対象購入車両等減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額とする。

イ 補助対象経費の額は、別表29に定めるところにより算定するものとする。

二 車両購入費国庫補助金

ア 補助対象経費は、別表30に定める要件に適合する補助対象車両購入費とする。

イ 補助対象経費の額は、別表31に定めるところにより算定するものとする。

2 被災地域車両取得事業における補助対象事業の補助対象期間は、前項各号の区分応じ、それぞれ次の各号に定めるところによるものとする。

一 車両減価償却費等国庫補助金の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

二 車両購入費国庫補助金の補助対象期間は、国庫補助金の交付を受けようとする会計年度の4月1日から翌年2月末日までの間とする。

3 被災地域車両取得事業の補助対象事業者は、車両減価償却費等国庫補助金又は車両購入費国庫補助金のいずれかを選択することができる。

第50条 「バス運行対策費補助金交付要綱」(平成13年5月15日国自旅第16号)に基づき平成23年3月31日までに取得した車両については、前条第1項第1号の基準に適合した車両とみなす。この場合にあつては、平成23年度に限り、別表29中「補助対象期間中に使用する予定の月数」とあるのは「補助対象期間中に使

用した月数」と、同号口中「実費購入予定費」とあるのは「実費購入費」と読み替えるものとする。

(被災地域生活交通確保維持計画)

第51条 県協議会等は、被災地域生活交通確保維持計画に掲げる運送予定者が被災地域車両取得事業による補助を受けようとする場合には、附則第39条第1項各号に掲げる事項に次に掲げる事項を加えて被災地域生活交通確保維持計画を策定するものとする。

- 一 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者
- 二 被災地域車両取得事業に要する費用の総額、負担者とその負担額

(補助額の内定)

第52条 車両減価償却費等国庫補助金及び車両購入費国庫補助金の補助額の内定については、附則第42条の規定を準用する。この場合において、被災地域生活交通確保維持計画の認定及び補助額の内定の通知は同条に基づく通知と併せて行うものとする。

(補助金交付申請)

第53条 補助対象事業者は、車両減価償却費等国庫補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の11月30日までに、車両購入費国庫補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の3月10日までに大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第54条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

(準用規定)

第55条 附則第41条(第2項を除く)、第45条及び第46条の規定は、被災地域車両取得事業において準用する。

2 前項の規定のほか本則第88条から第91条(様式は除く。)の規定は、被災地域車両取得事業のうち車両購入費国庫補助金により車両を購入した場合において準用する。

(東日本大震災の被災地域におけるバス運行対策費補助金に関する経過措置の特例)

第56条 附則第38条の規定に関わらず、この要綱施行の際、現に別表32の補助対象系統の要件に合致している地域間幹線系統については、平成23年度に限り、次条から附則第65条に定めるところにより取り扱うことができるものとする。この場合において、補助対象経費の額は、別表33に定めるところにより算定するものとする。

(被災地域生活交通路線維持確保3ヶ年計画)

第57条 前条の規定に基づき補助金の交付を受けて補助対象系統を運行させようとするときは、県は、次の事項を記載した被災地域生活交通路線維持確保3ヶ年計画を策定し、大臣の承認を受けるものとする。ただし、大臣は、承認に当たり、第10条に

基づく補助額の内定は行わないものとする。

一 生活交通路線の概要

二 別表 3 2 の補助事業の基準へに基づき、県協議会等が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

三 別表 3 2 の補助事業の基準トに基づき、県協議会等が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

第 5 8 条 前条の承認申請は、被災地域生活交通路線維持確保 3 ヶ年計画書を、平成 23 年 8 月 31 日までに大臣に提出して行うものとする。

第 5 9 条 附則第 5 6 条に基づく補助対象系統を主に運行するために取得する車両については、平成 23 年度に限り、附則第 4 9 条に規定する「被災地域地域間幹線系統確保維持事業の補助対象系統の運行のために必要な車両」とみなして同条の規定を適用する。

(補助金交付申請)

第 6 0 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書を補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに大臣に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第 6 1 条 大臣は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

第 6 2 条 附則第 5 6 条に基づく補助対象系統については、平成 23 年度に限り、予算の範囲内において、次条の補助対象事業に係る基準に基づき算出された補助対象経費の 1 / 2 に相当する額以内の額を、第 4 条第 2 項及び附則第 5 6 条に基づき補助対象事業者に交付する額に加えて、補助対象事業者に交付することができる。

第 6 3 条 前条の補助対象事業者の行う補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

一 補助対象系統は、別表 3 4 に定める要件に適合する系統とする。

二 補助対象経費の額は、別表 3 5 に定めるところにより算定するものとする。

第 6 4 条 別表 6 補助事業の基準の欄中「補助対象地域間幹線系統」とあるのは、平成 23 年度に限り、「補助対象地域間幹線系統(附則第 4 条の規定により国土交通大臣の承認を受けた生活路線確保維持 3 ヶ年計画に記載された生活交通路線及び附則第 5 7 条の規定により国土交通大臣の認定を受けた被災地域生活交通路線維持確保 3 ヶ年計画に記載された生活交通路線を含む。)」と読み替えるものとする。

(準用規定)

第 6 5 条 附則第 3 7 条第 1 項、第 4 1 条、第 4 5 条及び第 4 6 条の規定は、附則第 5 6 条及び第 6 2 条に基づく補助事業において準用する。

(東日本大震災の被災地域における自動車に係る地域公共交通バリア解消促進等事業の特例)

第 6 6 条 別表 2 0 中自動車の種目に掲げられる補助対象経費の区分であって、指

定被災市町村に係るものについては、平成２３年度に限り、第２条第１項第一号及び第２項の規定にかかわらず、第７４条第２項の補助対象事業者（別表２０中自動車の種目に掲げられる補助対象事業者に限る。）が生活交通ネットワーク計画（当該計画に代えて策定される生活交通改善事業計画を含む。）を作成することができる。

（特例措置の様式）

第６７条 附則第３５条から前条に規定する特例措置に係る様式については、大臣が別に定める。

（東日本大震災の被災地域における地域公共交通調査事業の特例）

第６８条 大臣は、平成２５年度までの間に限り、東日本大震災により直接的に甚大な被害を受け、生活交通の確保維持のための対策が特に必要として、地方運輸局長が特に指定した市町村（以下「特定被災市町村」という。）において、生活交通の確保維持のための調査（以下「特定被災地域公共交通調査事業」という。）を行う場合においては、本則第４編の規定に関わらず、本条から附則第７１条の定めるところにより、調査の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。

第６９条 特定被災地域公共交通調査事業を行う場合における補助対象事業者は、第２条第１項第一号の協議会、特定被災市町村、特定被災市町村の存する県又は特定被災市町村若しくは特定被災市町村の存する県の指定を受けた交通事業者若しくはコンサルタント等とする。

第７０条 附則第６８条の大臣が認める補助対象経費及び補助率は、別表３６のとおりとする。

第７１条 第１０８条から第１２３条までの規定は、附則第６８条の特定被災地域公共交通調査事業を行う場合において準用する。この場合において第１０８条中「地域公共交通調査事業」とあるのは「特定被災地域公共交通調査事業」と読み替え、様式第５－１から第５－１０中「地域公共交通調査事業」とあるのは「特定被災地域公共交通調査事業」と改めて作成するものとする。

（手続の弾力化）

第７２条 本補助要綱に基づく手続（必要書類を含む。）に関して、大臣が東日本大震災に起因するやむを得ない事情があると認めるときは、添付書類を省略するなど、指定被災市町村及び特定被災市町村における生活交通の適時適切な確保・維持・改善を旨として、手続を弾力的に運用するものとする。

附 則（国総計第１４号、国空事第１１８号）

- ・この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。

附 則（国総支第４号、国自旅第１１号）

- ・この要綱の改正は、平成２３年度予算から施行する。

附 則（国総支第２０号、国自旅第５０号）

- ・この要綱の改正は、平成２３年度予算から施行する。

附 則（国総支第 60 号、国自旅第 201 号、国空環第 91 号）

- ・ 次の各号に掲げる改正について、当該各号に定める時点から施行する。

一 第 62 条、第 65 条、第 67 条、第 70 条、第 71 条及び別表 27 に係る改正
平成 24 年度予算

二 第 4 条、第 9 条、第 15 条、附則第 41 条、別表 8、別表 20、別表 28 及び別表 30 に係る改正 平成 24 年 4 月 1 日

附 則（国総支第 7 号、国自旅第 36 号）

- ・ 次の各号に掲げる改正について、当該各号に定める時点から施行する。

一 別表 7 の 2 . に係る改正及び同別表の 4 . ただし書き中「補助対象経常費用の 1 / 20 に相当する額と市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。」を「市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額とする。」と改める改正 平成 24 年度予算

二 別表 4 及び別表 6 に係る改正 平成 24 年 4 月 16 日

三 別表 5 及び別表 7（第一号に定める改正を除く）に係る改正 平成 25 年度予算

附 則（国総支第 43 号、国自旅第 325 号）

- ・ この要綱の改正は、平成 25 年度予算から施行する。

附 則（国総支第 8 号、国鉄事第 28 号、自旅第 21 号、国海内第 10 号）

- ・ この要綱の改正は、平成 25 年度予算から施行する。

附 則（国総支第 35 号、国自旅第 70 号）

- ・ この要綱の改正は、平成 25 年 7 月 22 日から施行する。

別表１ 補助ブロック一覧表

ブロック名	適用地域	備考
北北海道	旭川、帯広、釧路及び北見運輸支局管内	
南北海道	札幌、函館及び室蘭運輸支局管内	
東北	青森県、岩手県、宮城県及び福島県	
羽越	秋田県、山形県及び新潟県	
長野	長野県	
北関東	群馬県、栃木県及び茨城県	
千葉	千葉県	
武蔵・相模	埼玉県、東京都三多摩地区及び神奈川県	京浜及び山梨・静岡ブロックに属する地域を除く。
京浜	東京都特別区、三鷹市、武蔵野市、調布市、狛江市、川崎市及び横浜市	
山梨・静岡	山梨県、静岡県及び神奈川県西部	
東海	愛知県、三重県及び岐阜県	
北陸	福井県、石川県及び富山県	
北近畿	滋賀県、京都府及び兵庫県	京阪神ブロックに属する地域を除く。
南近畿	奈良県及び和歌山県	
京阪神	大阪府、京都府（京都市を含む大阪府に隣接する地域）及び兵庫県（神戸市及び明石市を含む大阪府に隣接する地域）	
山陰	鳥取県及び島根県	
山陽	岡山県、広島県及び山口県	
四国	香川県、愛媛県、徳島県及び高知県	
北九州	福岡県、佐賀県、長崎県及び大分県	
南九州	熊本県、宮崎県及び鹿児島県	
沖縄	沖縄県	

別表 2 補助ブロック一覧表（附則第 12 条関係）

ブロック名	適用地域	備考
東中国	岡山県、鳥取県及び島根県	

別表3 広域行政圏の中心市町の一覧表

北海道		東北						北陸信越						関東						中部					
北海道	青森県	岩手県	宮城県	福島県	秋田県	山形県	新潟県	長野県	富山県	石川県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	山梨県	福井県	岐阜県	静岡県	愛知県			
滝川市	弘前市	盛岡市	石巻市	白河市	湯沢市	新庄市	三条市	小諸市	砺波市	七尾市	下館市	栃木市	沼田市	秩父市	茂原市	青梅市	小田原市	富士吉田市	福井市	高山市	掛川市	新城市			
富良野市	八戸市	水沢市	白石市	原町市	横手市	米沢市	燕市	佐久市	魚津市	羽咋市	古河市	真岡市	高崎市	本庄市	木更津市		津久井町	都留市	武生市	美濃加茂市	島田市	豊川市			
紋別市	五所川原市	久慈市	角田市	相馬市	本荘市	寒河江市	柏崎市	飯田市	黒部市	輪島市	大宮町	今市市	太田市	熊谷市	東金市		大月市	鯖江市	中津川市	磐田市	蒲都市				
帯広市	青森市	一関市	築館町	喜多方市	鷹巣町	鶴岡市	新発田市	木曽福島町	高岡市	小松市	水戸市	足利市	伊勢崎市	深谷市	館山市		市川大門町	敦賀市	恵那市	浜松市	西尾市				
網走市	むつ市	花巻市	古川市	二本松市	能代市	酒田市	上越市	伊那市	富山市	金沢市	ひたちなか市	鹿沼市	渋川市	東松山市	佐原市		増穂町	小浜市	関市	沼津市	豊田市				
留萌市	十和田市	北上市	迫町	会津若松市	鹿角市	村山市	糸魚川市	中野市	新湊市		笠間市	烏山町	富岡市		銚子市		韭崎市	大野市	大垣市	下田市	岡崎市				
稚内市		釜石市	気仙沼市	富岡町	大曲市	山形市	十日町市	飯山市			土浦市	宇都宮市	前橋市		八日市場市		塩山市	勝山市	八幡町	静岡市	豊橋市				
士別市		大船渡市	仙台市	郡山市	秋田市		六日町	大町市			石岡市	小山市	中之条町		旭市		山梨市		多治見市	焼津市					
名寄市		宮古市		須賀川市	大館市		両津市	松本市			鉾田町	大田原市	藤岡市		勝浦市		甲府市		岐阜市	藤枝市					
深川市		二戸市		福島市			佐和田町	上田市			水海道市	黒磯市	桐生市		大多喜町		櫛形町		揖斐川町	富士市					
函館市				田島町			長岡市	長野市			日立市	矢板市			大原町		石和町		萩原町	天竜市					
静内町							小出町	岡谷市			龍ヶ崎市				成田市										
浦河町							新潟市	諏訪市			つくば市				佐倉市										
室蘭市							五泉市	茅野市							印西市										
岩見沢市							村上市																		
釧路市							新井市																		
苫小牧市																									
小樽市																									
倶知安町																									
旭川市																									
江差町																									
北檜山町																									
根室市																									
中標津町																									
札幌市																									
	近畿					中国				四国				九州							沖縄				
三重県	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県			
上野市	彦根市	宮津市	豊岡市	桜井市	御坊市	倉吉市	出雲市	津山市	三次市	宇部市	池田町	観音寺市	宇和島市	中村市	八女市	唐津市	島原市	人吉市	日田市	都城市	出水市	平良市			
松阪市	近江八幡市	峰山町	八鹿町	王寺町	田辺市	鳥取市	益田市	新見市	庄原市	小野田市	鴨島町	大内町	八幡浜市	安芸市	筑後市	佐賀市	諫早市	玉名市	玖珠町	小林市	川内市	名護市			
熊野市	八日市市	福知山市	和田山町	大和高田市	新宮市	米子市	松江市	勝山町	加計町	美祿市	脇町	津田町	大洲市	須崎市	行橋市	武雄市	福江市	一の宮町	佐伯市	延岡市	加世田市	石垣市			
伊勢市	今津町	舞鶴市	西脇市	五條市	橋本市		浜田市	落合町	千代田町	萩市	徳島市	土庄町	今治市	高知市	豊前市	鹿島市	佐世保市	本渡市	豊後高田市	日向市	指宿市	沖縄市			
津市	水口町	綾部市	小野市	天理市	有田市		西郷町	久世町	吉田町	柳井市	阿南市	丸亀市	松山市	土佐市	久留米市	鳥栖市	上五島町	山鹿市	宇佐市	宮崎市	鹿屋市	那覇市			
尾鷲市	大津市	亀岡市	加西市	橿原市	和歌山市		大田市	高梁市	竹原市	山口市		善通寺市	新居浜市	本山町	大牟田市	伊万里市	有川町	八代市	中津市	日南市	国分市				
大台町		園部町	洲本市					美作町	福山市	防府市		高松市	西条市	佐川町	柳川市		郷ノ浦町	熊本市	国東町	西都市	鹿児島市				
鈴鹿市		木津町	相生市					笠岡市	府中市	下関市		坂出市	東予市		甘木市		長崎市	宇土市	大分市	高鍋町	名瀬市				
桑名市			赤穂市					井原市	三原市	岩国市			川之江市		飯塚市		厳原町	菊池市	別府市		西之表市				
四日市市			篠山市					岡山市	東広島市	徳山市			伊予三島市		直方市		平戸市	水俣市	臼杵市						
			山崎町					倉敷市	尾道市	下松市					田川市		松浦市		三重町						
			姫路市					玉野市	因島市	光市									竹田市						
			龍野市					徳島市	新南陽市																
			柏原町					備前市	大竹市	長門市															
			加古川市					和気町	呉市																
			高砂市						江田島町																

(平成13年3月31日現在)

別表4 地域公共交通確保維持事業（地域幹線系統確保維持関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表5に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等が定めた生活交通ネットワーク計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあっては、ロからトの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの ・別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要 ・都道府県庁所在地への需要 ・上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると都道府県協議会等が認めたものへの需要 ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、都道府県協議会等が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。 ホ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人～150人と見込まれるもの。ただし、過去2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超であったものを除く。 $\text{計画平均乗車密度} \times \text{計画運行回数}$ ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。 ト 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通ネットワーク計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）	1 / 2

（注）

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。（小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。）

「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績値がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績値に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績値がない場合は、補助対象経常費用の 11 / 20 と都道府県協議会等が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」＝(「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」)
÷「総適用日数」

別表4 - 1 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持関係）

【地域協働推進事業の実施（第124条第3項の認定を受けた計画に基づいて実施される事業に限る。別表5 - 1において同じ。）により補助対象事業の基準の特例を受けようとする輸送量15人未満の系統に限る】

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表5 - 1に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等が定めた生活交通ネットワーク計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトの全てに適合するもの。ただし、第4条第2項の場合にあっては、ロからトの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの ・別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要 ・都道府県庁所在地への需要 ・上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると都道府県協議会等が認めたものへの需要 ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、都道府県協議会等が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。 ホ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人未満となる場合であって、直近の5年の間に実績輸送量が15人から150人までの年があった系統又は直近の5年間の実績輸送量の伸び率を踏まえると3年以内に輸送量が15人以上となることが推定される系統。 $\text{計画平均乗車密度} \times \text{計画運行回数}$ ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。 ト 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通ネットワーク計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行	1 / 2

		しているものとして取り扱う。）	
--	--	-----------------	--

(注)

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)

「計画平均乗車密度」= 「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」

2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績値がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績値に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績値がない場合は、補助対象経常費用の11/20と都道府県協議会等が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。

3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

「平均賃率」= 「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」= (「運賃改定前適用の平均賃率×日数」+「運賃改定後適用の平均賃率×日数」)
÷「総適用日数」

別表5 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持関係）

補助対象経費の算出方法	
1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）	
2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表1又は別表2に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。） 地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ	
3. 経常収益の見込額は、次式によって算出する。 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ 実車走行キロ当たり経常収益の見込額は、次式により計算して得られた額以上の額により算出するものとする。ただし、新設系統で基準期間（1）の実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。 「実車走行キロ当たり経常収益の見込額」＝ 「基準期間（1）における当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績額」× $\left[1 + \frac{\text{当該補助対象系統の過去3年間（3）の平均増減率}}{2} \right]^2$	
4. 補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。 当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額× $\left[\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right]$	
5. 補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。	

（注）

1. 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の基準期間（1）における乗合バス事業の経常費用を基準期間（1）における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。）
「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」＝
「補助対象事業者の基準期間（1）における実車走行キロ当たり経常費用の実績額」×
$$\left[1 + \frac{\text{補助対象事業者の過去3年間（3）の平均増減率}}{2} \right]^2$$
2. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（2）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用及

び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。)

「地域キロ当たり標準経常費用」＝

$$\text{「基準年度（ 2 ）における地域キロ当たり標準経常費用の実績額」} \times \left(1 + \frac{\text{地域の過去3年間（ 3 ）の平均増減率}}{2} \right)^2$$

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。

3. 「離島」とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島をいう。

- (1) 基準期間とは、補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。
- (2) 基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日～翌3月末日）の前々々会計年度をいう。
- (3) 過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

別表5 - 1 地域公共交通確保維持事業（地域幹線系統確保維持関係）

【地域協働推進事業の実施により補助対象事業の基準の特例を受けようとする系統に限る】

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9 / 20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。） 2. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表1又は別表2に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。） 地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ 3. 経常収益の見込額は、次式によって算出する。 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ 実車走行キロ当たり経常収益の見込額は、次式により計算して得られた額以上の額により算出するものとする。ただし、新設系統で基準期間（ 1 ）の実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11 / 20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。 「実車走行キロ当たり経常収益の見込額」 = 「基準期間（ 1 ）における当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績額」 × $\left(1 + \frac{\text{当該補助対象系統の過去3年間（ 3 ）の平均増減率}}{2} \right)^2$ 4. 地域協働推進事業を実施する輸送量15人から150人までの補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の80%を超える場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。 当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額 × $\left(\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程 - 競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right)$

（注）

1. 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の基準期間（ 1 ）における乗合バス事業の経常費用を基準期間（ 1 ）における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。）
- 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」 =
- 「補助対象事業者の基準期間（ 1 ）における実車走行キロ当たり経常費用の実績額」 ×
- $$\left(1 + \frac{\text{補助対象事業者の過去3年間（ 3 ）の平均増減率}}{2} \right)^2$$
2. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（ 2 ）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事

業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。(第2編第1章第3節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。)

「地域キロ当たり標準経常費用」＝

$$\left[\begin{array}{l} \text{「基準年度(2)における地域キロ当たり標準経常費用の実績額」} \times \\ 1 + \frac{\text{地域の過去3年間(3)の平均増減率}}{2} \end{array} \right]^2$$

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。

3. 地域協働推進事業を実施する輸送量15人から150人までの補助対象系統における補助対経費の額は、次式により計算して得られた額をいう。

$$\left[\begin{array}{l} \text{「別表5により算出した補助対象経費の額」} + \\ \frac{\text{「別表5-1により算出した補助対象経費の額」} - \text{「別表5により算出した補助対象経費の額」}}{2} \end{array} \right]$$

4. 「離島」とは、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法(昭和29年法律第189号)第1条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)第3条第3号に規定する離島をいう。

- (1) 基準期間とは、補助対象期間(10月1日～翌9月末日)の前々補助対象期間をいう。
- (2) 基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度(4月1日～翌3月末日)の前々々会計年度をいう。
- (3) 過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

別表6 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表7に定めるところにより算出される経費	市区町村協議会等が定めた生活交通ネットワーク計画に確保又は維持が必要として掲載された補助対象系統の運行のうち、次のイからへの全てに適合するもの。ただし、第15条第2項の場合にあっては、ロからへの全てに適合するもの。 イ 道路運送法施行規則第3条の3に規定する路線定期運行、路線不定期運行若しくは区域運行又は同規則第49条第1号に定める市町村運営有償運送（「市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について（平成18年9月15日付け国自旅第141号）」1に定める「交通空白輸送」に限る。）若しくは同条第2号に定める過疎地有償運送であって乗合旅客の運送に係るものであること。（ただし、過疎地有償運送にあっては、補助対象期間の開始前に、国庫補助金の交付を申請することを示した上で、道路運送法施行規則第51条の15第3号に規定する協議が調っているものに限る。） ロ 以下の又はのいずれかの要件を満たすもの。 第2編第1章第1節の補助対象地域間幹線系統のフィーダー系統であること。ただし、政令指定都市、中核市及び特別区（以下、「政令指定都市等」という。）が専らその運行を支援するもの及びその運行区域のすべてが政令指定都市等の区域内であるものを除く。 以下の（1）又は（2）のいずれかを満たす交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。 （1） 以下に掲げる過疎地域等のいずれかをその沿線に含む地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること ・過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第32条の適用される要件に該当する過疎地域（同法第33条第1項に基づく「過疎地域とみなされる市町村」及び同法第33条第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。） ・離島振興法第2条第1項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域 ・半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施	1 / 2

		地域 ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村 ・奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島に属する島 ・小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島に属する島 ・沖縄振興特別措置法第3条第1号に規定する沖縄県の区域 （2）半径1キロメートル以内にバスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港が存しない集落、市街地その他の交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域の住民等の移動確保のための地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること。 ハ 当該系統の運行内容について、効率的・効果的運行のための「コミュニティバスの導入に関するガイドライン」（「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日付け国自旅第161号）別添2）なども踏まえ、地域における既存の交通ネットワークや生活交通ネットワーク計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られているもの。 二 以下の から のいずれかに該当するもの。 当該補助対象期間中に新たに運行を開始するもの 既に運行を開始しているもので生活交通ネットワーク計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの 平成23年度以降に本節による補助金の交付を受けたことがあるもの。 ホ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していないもの。ただし、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えた系統を除く。 ヘ 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること。（補助対象期間の途中に補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合にあっては、再編を行う日までに生活交通ネットワーク計画の認定又は変更の認定を受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）	
--	--	--	--

(注)

1. 「フィーダー系統」とは、バスの停留所、鉄軌道駅、海港及び空港において、地域間交通ネットワークと接続する系統をいう。この場合の、「接続」とは、バス停留所相互又はバス停留所と駅、海港又は空港との近接・共有、乗り継ぎに適したダイヤの設定、乗り継ぎ割引の設定など、乗り継ぎ円滑化のためのいずれかの措置が講じられていることをいう。
2. 「地域間交通ネットワーク」とは、地域間幹線バス系統、鉄軌道路線、内航旅客船航路及び国内定期航空路をいう。この場合において、「地域間幹線バス系統」とは、複数市町村（ただし、平成13年3月31日における市町村の状態に応じたもの。）にまたがる平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。

別表7 地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持関係）

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象系統が運行する各市町村毎の国庫補助金の交付額は、各市区町村の地域内フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の1/2と、当該各市区町村毎に算定される国庫補助上限額の、いずれか少ない方の額以内の額とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。） 2. 補助対象経費の額は、次式によって算出される補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。 3. 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。 （路線を定めて行う乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合） 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、別表1又は別表2に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。） 地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ （上記以外の乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合） 事業者時間当たり経常費用 × 当該補助対象事業者の計画サービス提供時間 ただし、事業者時間当たり経常費用が別表1又は別表2に基づく補助ブロックごとに定める地域時間当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって計算する。（沖縄県及び離島に係る系統を除く。） 地域時間当たり標準経常費用 × 当該補助対象事業者のサービス提供時間 4. 経常収益の見込額は、次式によって算出する。 （路線を定めて行う乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合） 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ 実車走行キロ当たり経常収益の見込額は、次式により計算して得られた額以上の額により算出するものとする。ただし、新設系統で基準期間（1）の実績額がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額とする。 「実車走行キロ当たり経常収益の見込額」＝ 「基準期間（1）における当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績額」× $\left[1 + \frac{\text{当該補助対象系統の過去3年間（3）の平均増減率}}{2} \right]^2$ （上記以外の乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の場合） 当該補助対象期間の車両1両に係る1時間当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象事業者の計画サービス提供時間 5. 補助対象系統が存する各市区町村毎の国庫補助上限額は、当該市区町村の人口等を基準として国土交通大臣が算定する額とする。

（注）

1. 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の基準期間（1）における乗合バス事業又は自家用有償旅客運送の経常費用を、基準期間（1）における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。（第2編第1章第3節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。）

「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」＝

$$\left[\text{「補助対象事業者の基準期間（ １ ）における実車走行キロ当たり経常費用の実績額」} \times \left(1 + \frac{\text{補助対象事業者の過去３年間（ ３ ）の平均増減率}}{2} \right)^2 \right]$$

２．「補助対象事業者の時間当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間の前々年度における車両１両当たりの平均費用を、補助対象期間の前々年度におけるサービス提供時間の実績値で除した１時間当たりの経常費用をいう。（第２編第１章第３節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。）

３．「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（ ２ ）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ１キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。（第２編第１章第３節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。）なお、自家用有償旅客運送に係る地域キロ当たり標準経常費用は、乗合バス事業者に係る地域キロ当たり標準経常費用を基礎として、注４に係る地域時間当たり標準経常費用の乗合バス事業と自家用有償旅客運送との差額を基礎として算出された額をいう。

「地域キロ当たり標準経常費用」＝

$$\left[\text{「基準年度（ ２ ）における地域キロ当たり標準経常費用の実績額」} \times \left(1 + \frac{\text{地域の過去３年間（ ３ ）の平均増減率}}{2} \right)^2 \right]$$

４．「地域時間当たり標準経常費用」とは、毎年度の乗合バス事業及び自家用有償旅客運送の費用に係る実態調査を基として、算出される当該補助ブロックを含む地域の車両１両１時間当たりの標準経常費用を基礎として算出された額をいう。（第２編第１章第３節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。）なお、当分の間、当該補助ブロックは全国一律のものとする。

なお、大臣は、地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用又は地域時間当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができないと認める場合には、これを補正した上で算出することとする。

５．「離島」とは、離島振興法第２条第１項の規定に基づき指定された同項の離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法第１条に規定する奄美群島に属する島及び小笠原諸島振興開発特別措置法第２条第１項に規定する小笠原諸島に属する島並びに沖縄振興特別措置法第３条第３号に規定する離島をいう。

（ １ ）基準期間とは、補助対象期間（１０月１日～翌９月末日）の前々補助対象期間をいう。

（ ２ ）基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（４月１日～翌３月末日）の前々々会計年度をいう。

（ ３ ）過去３年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去３年間をいう。

別表 8 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
第2編第1章第1節及び第2節の事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者	補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）であって、別表9に定めるところにより算出される経費	都道府県協議会等又は市町村協議会等が定めた生活交通ネットワーク計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからロの全てに適合する車両（新車に限る。） イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本節による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。 ロ 主として第2編第1章第1節及び第2節の補助対象系統の運行の用に供するもの。 ハ 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ定員11人以上の車両であつて、次のいずれかに該当するもの。 ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付き） 小型車両（及び の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両） ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。	1 / 2

別表9 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）とする。 2. 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び第2編第1章第1節及び第2節の補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。沖縄県にあっては、それぞれ30万円を加算した額） ・ノンステップ型車両：1,500万円 ・ワンステップ型車両：1,300万円 ・小型車両：1,200万円 ロ 実費購入予定費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額 3. 補助対象減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。） 補助対象購入減価償却費に係る車両費の見込額 × $\left(\frac{\text{当該車両の償却率} \times \text{補助対象期間中に使用する予定の月数}}{12 \text{ (月)}} \right)$ 4. 補助対象金融費用は、年2.5%を上限とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。） 5. 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。

別表10 地域公共交通確保維持事業（経過措置関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表11に定めるところにより算出される経費	都道府県が定めた生活交通路線維持確保3ヵ年計画に掲載された補助対象系統の運行のうち、次のイからへの全てに適合するもの。ただし、補助対象系統の要件成否の決定は、平成23年9月30日の状態に応じて決定するものとする。 イ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの。 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとするが、平成13年4月1日以降に市町村合併が行われた後の単一市町村内を運行するものとして補助金を受けようとする系統はこの限りでない。 ハ キロ程が10キロメートル以上のもの。 ニ 次式によって算出される補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人～150人のもの。 $\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$ ホ 1日当たりの運行回数が3回以上のもの。ただし、協議会が認めた場合は、平日1日当たりの運行回数が3回以上のものとする。 ヘ 別表3に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、都道府県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、都道府県等が指定したものに対応して設定されるもの。	1 / 2

（注）

1. 「平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。（小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。）

「平均乗車密度」＝「運送収入」÷「実車走行キロ」÷「平均賃率」

2. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。（銭単位まで算出。銭未満切り捨て。）

「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定を行った場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」＝（「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」）÷「総適用日数」

別表 1 1 地域公共交通確保維持事業（経過措置関係）

補助対象経費の算出方法	
1 . 補助対象経費の額は、次式によって算出される補助対象経常費用と経常収益との差額とする。ただし、補助対象経常費用の 9 / 2 0 に相当する額を限度とする。	
2 . 補助対象経常費用は、次式によって算出する。	
当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用が、補助ブロックごとに別表 1 又は別表 2 で定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。（沖縄県及び離島を除く。） 地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ	
3 . 補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の 5 0 % 以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が 1 日当たり 1 5 0 人を超えるものに係る補助対象経費の額は、次式により計算された額とする。	
当該補助対象系統の補助対象経常費用と経常収益との差額 × $\left(\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right)$	
4 . 補助対象経費の額は、平均乗車密度が 5 人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を 5 人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。	

（注）

- 1 . 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間における乗合バス事業の経常費用を補助対象期間における実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用をいう。（第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。）
- 2 . 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ 1 キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。（第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。）
「地域キロ当たり標準経常費用」 = 「地域実績キロ当たり標準経常費用」 ×

$$\left(1 + \frac{\text{地域の過去 3 年間の平均増減率}}{2} \right)$$
- 3 . 「離島」とは、別表第 4 注 3 に規定する島をいう。

別表１２ 地域公共交通確保維持事業（経過措置関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
附則第４条に係る 補助対象系統の運 行を行う一般乗合 旅客自動車運送事 業者（路線定期運 行を行う者に限 る）	補助事業の基準に合 致し、別表１３に定 めるところにより算 出される経費	平成２２年度において「バス運行対策費補助金交付要綱」 に基づく路線維持費国庫補助金の交付を受け、かつ、平成 ２３年度において附則第３条に基づく地域間幹線系統確保 維持費国庫補助金の交付を受けようとするものであって、 次のイ及びロ、又はイ及びハの要件を満たすもの。 イ 事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常 費用を下回っていること。 ロ 申請年度の事業者キロ当たり経常費用が前年度の事業 者キロ当たり経常費用を下回っていること。 ハ 申請年度の事業者キロ当たり補助系統経常収益が、前 年度の事業者キロ当たり補助系統収益を上回っているこ と。	１／２

別表 13 地域公共交通確保維持事業（経過措置関係）

補助対象経費の算出方法	
1. 補助対象経費の額は、次式によって算出される額（「イ及びロの和」又は「イ及びハの和」のいずれが多い額）とする。ただし、次式によって算出された額が、第4条第2項に基づく補助対象経費の1/2に相当する額を上回る場合は、同額を限度とする。	
イ	$(\text{地域キロ当たり標準経常費用} - \text{事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 5\%$
ロ	$(\text{前年度の事業者キロ当たり経常費用} - \text{申請年度の事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$
ハ	$(\text{申請年度の事業者キロ当たり補助路線経常収益} - \text{前年度の事業者キロ当たり補助路線経常収益}) \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$

（注）

1. 別表5の4.及び5.は、本表の補助対象経費の額において準用する。

別表 1 4

1. 実績収益 A 運航収益 1. 旅 客 運 賃 2. 手 荷 物 運 賃 3. 小 荷 物 運 賃 4. 自 動 車 航 送 運 賃 5. 貨 物 運 賃 6. 郵便・信書便航送料 7. 雑 収 入	旅客の運送契約に係る収益 手荷物の運送契約に係る収益 小荷物の運送契約に係る収益 自動車の運送契約に係る収益 貨物の運送契約に係る収益 郵便・信書便の運送契約に係る収益 航海及び使用船舶に関するもので前記項目以外の収益
B 営業収益 1. 航路附属施設収入 2. 雑 収 入	航路附属施設を他の事業者を使用させることによって受ける収益 航路に関するもので前記各項目以外の収益
2. 実績費用 A 運航費用 1. 旅 客 費 (1) 旅 客 歩 金 (2) 傷 害 保 険 料 (3) 雑 費 2. 手 荷 物 取 扱 費 3. 小 荷 物 取 扱 費 4. 自動車航送取扱費 5. 貨 物 費 (1) 貨 物 積 卸 費 (2) 貨 物 歩 金 (3) 貨 物 弁 金 (4) 雑 費 6. 郵便・信書便取扱費 7. 燃 料 潤 滑 油 費 8. 養 缶 水 費 9. 港 費 (1) 税金及び手数料 (2) 水先及び係留料等 (3) 代理店手数料 10. 雑 費 11. 船 費 (1) 船 員 費 (2) 船 舶 備 品 費 (3) 船 舶 消 耗 品 費 (4) 船 舶 修 繕 費 (5) 雑 費	旅客取扱に関する仲次人又は代理店へ支払う定率手数料 船客傷害賠償責任保険料 旅客費のうち前記項目以外の費用 手荷物の取扱に係る費用 小荷物の取扱に係る費用 自動車航送に係る費用 貨物の船積み、陸揚げ等に係る費用 貨物取扱に関する仲次人又は代理店へ支払う定率手数料 不足、損傷、揚違等の貨物に対する弁償金及び訴訟費用等 貨物費のうち前記項目以外の費用 郵便・信書便に係る費用 使用船舶の燃料及び潤滑油費 使用船舶の汽缶水代 出入港税、検査証書書換手数料等 係船料、埠頭料、棧橋使用料、綱取放料等 旅客及び貨物の取扱に関し代理店に支払う定額手数料 運航費用のうち前記項目以外の費用（船費を除く） 使用船舶に関する費用 船員の給料、手当、賄費、船員保険料の船主負担分、雇人雇止公認手数料、福利厚生費、旅費、交通費、退職手当等 備品の減価償却費等 消耗品の取得代価 小修理、船舶検査に係る工事費等 船費のうち前記項目以外の費用

B 営業費用 1. 保 険 料 (1) 船 舶 (2) 航 路 附 属 施 設 2. 税 金 (1) 船 舶 (2) 航 路 附 属 施 設 (3) 消 費 税 3. 利 子 (1) 船 舶 (2) 航 路 附 属 施 設 4. 減 価 償 却 費 (1) 航 路 開 設 費 (2) 船 舶 (3) 航 路 附 属 施 設 5. 賃 借 (用 船) 料 (1) 船 舶 (2) 航 路 附 属 施 設 6. 航 路 附 属 施 設 費 7. 店 費	使用船舶の船体及び船費の保険料 使用航路附属施設の保険料 使用船舶に課せられる固定資産税 使用航路附属施設に課せられる固定資産税 消費税 支払利息、割引料、社債利息、社債発行差金償却費 使用船舶に関するもの 使用航路附属施設に関するもの 直接航路に関する営業権、特許権、創業費、航路開設費等の無形固定資産又は繰延資産の減価償却費 使用船舶の減価償却費 使用航路附属施設の減価償却費 使用船舶の賃借料又は用船料 使用航路附属施設の賃借料 航路附属施設に関する光熱費、養缶水費、備品費、消耗品費、修繕費等の費用（前記1～5の項目以外の航路附属施設に関するすべての費用） 航路に関する本社、支店、出張所等の一般管理費 役員報酬、事務員の給料、手当、旅費、広告宣伝費、減価償却費、保険料、修繕費、地代家賃、消耗品費、通信費等
---	--

注．次に掲げる費用は、これを費用と認めない。

- 1．貨物弁金
- 2．役員退職金、役員賞与その他これに類する支出
- 3．法人税法第37条（寄付金の損金不算入）の規定により損金と認められる範囲外の寄付金及びその範囲内であっても運輸営業上必要止むを得ないと認めることのできない寄付金
- 4．租税特別措置法第61条の4（交際費の損金不算入）の規定により損金として認められる範囲外の交際費及びその範囲内であっても運輸営業上必要止むを得ないと認めることのできない交際費

別表 15

(標準収益)		輸送見込量(人キ口) × キ口当たり賃率(注1)
旅 客 運 賃		実績見込額
自動車航送運賃		"
その他の収入		
(標準費用)		輸送見込量(人 数) × 標準単価(注2)
旅 客 費		実績見込額
手荷物取扱費		"
小荷物取扱費		輸送見込量(台 数) × 標準単価(注2・6)
自動車航送取扱費		" (トン数) × 標準単価(注2・6)
貨 物 費		実績見込額
郵便・信書便取扱費		燃料消費見込量 × 標準単価(注2・6・8)
燃料潤滑油費		実績見込額
養 缶 水 費		"
港 費		"
雑 費		乗組定員(注3) × 標準単価(注2・6)
船 費	船 員 費	実績見込額
	船舶備品費	"
	船舶消耗品費	"
	船舶修繕費	"
	雑 費	"
		0
保 險 料	船 船	実績見込額 × 修正率(注5)
税 金 子		(平成5年度以前からは、実績見込額)
利	航路附属施設	実績見込額
	航路開設費	"
減 価 償 却 費	船 船	標準船価(注4) × 償却率
		(平成5年度以前からは、実績見込額)
	航路附属施設	実績見込額
賃 借 (用 船) 料	船 船	実績見込額 × 修正率(注5)
		(臨時的又は短期間な用船又はH5年度以前から引き続き用船の場合は、実績見込額。)
	航路附属施設	実績見込額
航 路 附 属 施 設 費		"
店 費		標準収益(注7) × 0.21(注6・8)

(注) 1. キ口当り賃率は、国土交通大臣が定める離島航路(以下「基準離島航路」)の平均賃率を基準として国土交通大臣が定める賃率と当該航路の賃率のいずれが高い賃率とする。

2. 標準単価は、基準離島航路の平均単価を基準として国土交通大臣が定める単価とする。

3. 乗組定員は、使用船舶の法定乗組定員数を当該船舶の稼働月数を基に月延べ換算した数値。

4. 標準船価は、「船舶の総トン数 × (独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構予算積算単価」として算出する。

5. 利子及び賃借料の欄の修正率は、標準船価を当該船舶船価により除した値とし、その上限値は1とする。

6. 実績見込額が低い場合は、実績見込額を限度とする。

7. 標準収益が実績見込収益を上回る場合は、実績見込収益を限度とする。

8. 1日1便未満の補助対象航路において、現有船舶の運用効率化による増便により利便性改善を行う場合、増便分に係る燃料潤滑油費及び店費の算定は次のとおりとする。

・燃料消費見込量は、「全航路の燃料消費見込量 × 増便分の就航比率」として算出し、単価は「直近事業年度の燃料潤滑油費の平均単価」とする。

・店費は、「全事業の店費見込額 × 増便分の収入比率」として算出する。

別表 1 6 離島航路（経過措置関係）

補助対象事業の基準	補助対象事業者	補助対象経費	補助金の額
補助対象事業は、以下の基準に該当する離島航路（以下「補助対象航路」という。）を運航する事業とする。 1 航路に関する基準 (1) 離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又はこれに準ずる地域に係る航路であること。 (2) 本土と前号の地域又は前号の地域相互間を連絡する航路であり、かつ、以下のいずれかに該当すること。 イ 他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便となること。 ロ 同一離島に複数の航路が存在する場合に、同一離島について起点の港を異にし、終点が同一の市町村にない航路であること。 (3) 当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。 (4) 当該航路において関係住民のほか、郵便・信書便又は生活必需品及び主要物資等を輸送していること。 (5) 当該航路の経営により生ずる欠損見込が明らかに止むを得ないと認められるとともに、整備計画に適合する運航計画に従って営んだ場合における標準欠損額（整備計画を基礎として別表17	本表中の補助対象事業の基準を満たす事業を行う離島航路事業者	別表14及び別表17により算出された欠損額とする。	補助金の額は、予算の範囲内において、本表中の補助対象経費について以下により算出した額とする。 1 航路損益計算書については、以下に従い作成する。 (1) 費用の計上方法が補助航路会計処理規程（昭和25年海輸第149号）に適合していないときは、これに適合させる。 (2) 認可を受けた運賃の上限（省令で定める上限を設定する以外の運賃又は料金については届出制移行時点の運賃又は料金等を参考として設定した運賃・料金をいう。以下同じ。）を下回る運賃による収受があったときは、収支改善が認められる場合等を除き認可を受けた運賃の上限と同額による収入があったものとする。また、届け出られた運賃又は料金を下回る運賃又は料金による収受があったときは、届け出られた運賃又は料金による収受があったものとする。 (3) 当該期間中に本表中の補助対象事業の基準に適合しなくなったときは、適合しなくなった日以後に発生した収入及び費用は、これを収入及び費用と認めない。 2 補助の額は、以下(1)又は(2)により算出した金額のうちいずれか少ない金額とする。ただし、災害等の予期しない事由により欠損が増大した場合その他特に調整を必要とする場合には、国土交通大臣は、予算の範囲内で額を増減することができる。 (1) 別表14により算出した実績欠損額 (2) 別表17により算出した標準欠損額 3 前項の規定にかかわらず、実績収支率が標準収支率（前項の規定により補助対象となる航路の各年度の実績収入額と実績収支率との相関係数が最大となる対数計算により求められる収支率をいう。以下同じ。）に満たない者に対する航路補助の額については、標準収支率との差分の率又は5%のいずれか少ない率に相当する額を前項の規定により算出した額が

の算定方法により算出した額)が25万円以上であることが見込まれること。 2 運航計画及び整備計画に関する基準 当該航路に係る整備計画が当該航路の維持及び改善を図るため適切なものであって、その実施が確実であり、かつ、当該航路の運航計画、運賃及び料金が当該整備計画に適合していると認められるものであること。			ら差し引いた額とする。 4 標準欠損額と実績欠損額のうちいずれか少ない額について、前年度と比較して10%以上欠損額が減少した場合で、かつ、経営改善がなされたと認められる場合の航路補助の額については、その減少額の最大50%を第3項の規定により算出した額に加えた額とする。 5 前項及び前々項の規定は、別に定める特殊事情がある場合にはその航路については適用しない。 6 前事業年度決算における当該事業者の全事業の当期利益金額(航路補助その他の助成金を除いて算出したものをいう。以下同じ。)が全事業の事業用固定資産価額の3%相当額を超えている者(離島航路整備法施行規則第1条第4項第1号に掲げる他の旅客定期航路事業者とする事業の集約を行った者にあつては、当該集約の実施から5年を経過しない者を除く。)に対する航路補助の額は、第2項から第5項までの規定により算出した金額から全事業の事業用固定資産価額の3%相当額を超える利益額を差し引いた金額とし、資本金の8%相当額を超える配当をしている者についてはこれを交付しない。
--	--	--	---

別表 17

(標準収益) 旅客運賃 自動車航送運賃 その他の収入		輸送量(人キロ) × キロ当たり賃率(注1) 実績額 × 修正率(注2) 実績額
(標準費用) 旅客費 手荷物取扱費 小荷物取扱費 自動車航送取扱費 貨物費 郵便・信書便取扱費 燃料潤滑油費 養缶水費 港費 雑費 船費 保険料 税金 子 減価償却費 賃借(用船)料 航路附属施設費 店費	船員費 船舶備品費 船舶消耗品費 船舶修繕費 雑費 船舶 航路附属施設 航路開設費 船舶 航路附属施設 船舶 航路附属施設	輸送量(人数) × 標準単価(注3) " (個数) × 標準単価(注3) " (個数) × 標準単価(注3) " (台数) × 標準単価(注3) " (トン数) × 標準単価(注3) " (個数) × 標準単価(注3) 燃料消費量 × 標準単価(注3) 実績額 実績額 " 乗組定員(注4) × 標準単価(注3) 船舶の総トン数 × 標準単価(注3) " 実績額 船舶の総トン数 × 標準単価(注3) 実績額 0 実績額 × 修正率(注6) (平成5年度以前に当該航路に就航した船舶は、 実績額とする。) 実績額 実績額 標準船価(注5) × 償却率 (平成5年度以前に当該航路に就航した船舶は、 実績額とする。) 実績額 実績額 × 修正率(注6) (主船の入渠等に伴う短期間の用船等臨時的若しくは短期的な用船又は平成5年度以前から当該航路に就航している船舶を引き続き用船する場合には、実績額とする。) 実績額 実績額 標準収益(注7) × 0.23

(注) 1. キロ当たり賃率は、国土交通大臣が定める離島航路(以下「基準離島航路」という。)の平均賃率を基準として国土交通大臣が定める賃率と当該航路の賃率のいずれか高い賃率とする。

2. 自動車航送運賃収入の欄の修正率は、基準離島航路の4～5m乗用車の平均賃率を基準として国土交通大臣が定める賃率を当該航路の4～5m乗用車の賃率により除した値とする。ただし、この値が1より小さい場合は、1とする。

3. 標準単価は、基準離島航路の平均単価を基準として国土交通大臣が定める単価とする。

4. 船員乗組定員は、月間運航日数が15日以上の使用船舶の法定乗組定員数を当該船舶の稼働月数を基に月延べ換算した数値とする。

5. 標準船価は、「船舶の総トン数 × 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構予算積算単価」として算出する。

6. 利子及び賃借料の欄の修正率は、標準船価を当該船舶の船価により除した値とする。ただし、この値が1より大きい場合は、1とする。

7. 標準収益が実績収益を上回る場合は、実績収益を限度とする。

別表 1 7 - 1 省エネルギー性能の向上に資する設備

設 備	機 能
1 . ターボチャージャー	圧縮空気を機関内に送り、機関出力を増大させる装置
2 . 推進効率改善に寄与するプロペラ設備	推進効率を改善するため以下のいずれかを装置するもの ・ プロペラボス取付翼 (プロペラ軸先端に翼を取り付け、発生する渦を減少させる) ・ 二重反転プロペラ (前部プロペラの回転成分を後部プロペラで回収し、プロペラ効率を改善させる)
3 . 特殊舵	運航効率を改善するため以下のいずれかを装置するもの ・ フラップ独立可動型舵 (横進の際の抵抗を軽減し横進力を得やすくする) ・ 整流板付舵 (舵に取り付けられた翼によりプロペラからのエネルギーを回収し、推進力として利用)
4 . バルバスバウキャップ	船首に取り付ける事で、推進力を向上させ燃費を改善させる装置
5 . 燃料改質器	着火性を改善して燃焼速度を向上し燃費を改善させる装置

別表 18

・実績収益見込額 1. 旅客収入 2. 貨物収入 3. 超過手荷物収入 4. その他収入 5. 営業外収入	以下の1.～5.の合計 旅客運賃収入 貨物収入、郵便収入 超過手荷物収入 取り消し手数料、払戻手数料等 受取利息、配当金等
・実績費用見込額 1. 航空燃油費 2. 航空機燃料税 3. 空港使用料 (1) 着陸料 (2) 航行援助施設料 4. 航空機材維持費 (1) 航空機減価償却費 (2) 航空機保険料 (3) 航空機租税 (4) 航空機賃借料 5. 整備費 (1) 部品費 (2) 外注費 (3) 人件費 (4) 整備経費 6. 運航乗務員人件費 7. 客室乗務員人件費 8. 運航部門費 (1) 人件費 (2) 乗員訓練人件費 (3) 乗員訓練費 (4) 運航経費 9. 運送部門費 (1) 人件費 (2) 業務委託経費 (3) 機内サービス費 (4) 運送経費 10. 営業部門費 (1) 人件費 (2) 経費 11. 一般管理費 (1) 人件費 (2) 経費 12. 代理店手数料 13. 営業外費用	以下の1.～13.の合計 ジェット燃料、潤滑油等 航空機燃料税 着陸料、停留料、格納庫使用料、夜間照明 航行援助施設の利用料 航空機の機体及び部品の減価償却費 機体、旅客、第三者賠償等全ての保険料 航空機の機体及び部品に係る固定資産税 航空機材及び部品の賃借料 整備用、オーバーホール用として出庫使用した部品の費用 社外の整備委託費 整備部門職員の給与、諸手当、法定福利費、厚生費 整備部門に発生した諸経費 操縦士、副操縦士、航空機関士の給与、諸手当等 客室乗務員の給与、諸手当等 運航部門職員（運航乗務員を除く）の給与、諸手当等 訓練生及び訓練地上職員の人件費 乗員訓練のための諸経費、委託訓練費 運航部門に発生した諸経費 運送部門職員（客室乗務員を除く）の給与、諸手当等 地上ハンドリング等の地上運送業務の委託費 機内でのサービス用飲食物、新聞購入費 運送部門に発生した諸経費 営業部門職員の給与、諸手当等 営業部門に発生した諸経費 一般管理部門職員の給与、諸手当等 一般管理部門職員に発生した諸経費 旅客・貨物の販売手数料 借入金利息、社債利息等
・実績損失見込額	・実績収益見込額 - ・実績費用見込額

別表 19

. 標準収益 1. 旅客収入 2. 貨物収入 3. 超過手荷物収入 4. その他収入 5. 営業外収入	以下の1.～5.の合計 輸送量(旅客キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価
. 標準費用 1. 航空燃油費 2. 航空機燃料税 3. 空港使用料 (1)着陸料 (2)航行援助施設料 4. 航空機材維持費 (1) 航空機減価償却費 (2) 航空機保険料 (3) 航空機租税 (4) 航空機賃借料 5. 整備費 (1) 部品費 (2) 外注費 (3) 人件費 (4) 整備経費 6. 運航乗務員人件費 7. 客室乗務員人件費 8. 運航部門費 (1) 人件費 (2) 乗員訓練人件費 (3) 乗員訓練費 (4) 運航経費 9. 運送部門費 (1) 人件費 (2) 業務委託経費 (3) 機内サービス費 (4) 運送経費 10. 営業部門費 (1) 人件費 (2) 経費 11. 一般管理費 (1) 人件費 (2) 経費 12. 代理店手数料 13. 営業外費用	以下の1.～13.の合計 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価 輸送量(座席キ口)×標準単価
. 標準損失見込額	. 標準収益 - . 標準費用

(注) 標準単価は、離島航空路線の平均単価を基準として算出。

別表 20 地域公共交通バリア解消促進等事業（バリアフリー化設備等整備事業関係）

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者	・鉄軌道駅の移動等円滑化に要する経費（段差の解消、転落防止設備の整備、誘導用ブロックの整備、障害者対応型便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む） 附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る）） ・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（駅舎、待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）	1 / 3
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る）、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者に車両を貸与する者	・バス・タクシー車両の移動等円滑化に要する経費（ノンステップバス、リフト付バス、福祉タクシーの導入・改造に要する経費のうち車両本体及び車載機器類の価格、改造費）	1 / 3 （ただし、ノンステップバス、リフト付バスについては 1 / 4 又は当該補助対象経費と通常車両価格との差額に 1 / 2 を乗じて得た額のいずれか少ない額）
	一般乗用旅客自動車運送事業者を構成員に含む団体、上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・福祉タクシーの共同配車センターの整備に要する経費（通信設備整備、車載機器整備、コーディネーターの育成）	
	一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る）、バスターミナル事業を営む者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・バスターミナル、タクシー乗り場の移動等円滑化に要する経費（段差の解消、誘導用ブロックの整備、障害者対応型便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む） 附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る））	
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）	

海事	国内一般旅客定期航路事業を営む者（以下「国内一般旅客定期航路事業者」という。）及び国内一般旅客定期航路事業者に船舶を貸与する船舶貸渡業を営む者	・船舶の移動等円滑化に要する経費（高度バリアフリー化船の建造、船舶の改造に要する経費のうち、高度バリアフリー化船の建造であっては、高度バリアフリー化船の船価と基準船舶（移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）に基づくバリアフリー基準に適合した設備だけを設置した船舶）の船価との差額、船舶の改造にあつては改造費（資産の購入を含む） 附帯工事費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る。））	1 / 3
	国内一般旅客定期航路事業者で旅客船ターミナルを設置し、又は管理する者	・旅客船ターミナルの移動等円滑化に要する経費（段差の解消、誘導用ブロックの整備、障害者対応型便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む） 附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る））	
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）	
航空	本邦航空運送事業者及び航空旅客ターミナル施設を設置し又は管理するもの	・航空旅客ターミナル施設の移動等円滑化に要する経費（段差の解消、誘導用ブロックの整備、障害者対応型便所の設置等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む） 附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る））	1 / 3
		・バリア解消に資する待合・乗継環境の向上、情報提供に要する経費（待合施設、情報提供案内板、ホームページ制作等）	

（注）

- 1．補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2．補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第4 - 11に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
- 3．ノンステップバスの導入に係る補助対象は、原則として、標準ノンステップバス認定要領（平成15年12月26日付け国自技第211号、平成18年3月10日付け国自技第254号又は平成22年6月4日付け国自技第49号）に基づく認定

を受けたノンステップバスに限ることとする。

4. 「高度バリアフリー化船」とは、「旅客船バリアフリーガイドライン（平成19年3月国土交通省海事局安全基準課）」の推奨基準に適合する設備を有する船舶をいう。ただし、旅客が乗降するための出入口（舷門又は甲板室の出入口をいう。）通路及び車いすスペースのすべてを有していること。

別表 2 1 地域公共交通バリア解消促進等事業（利用環境改善促進等事業関係）

種目	補助対象事業者	補助対象経費の区分	補助率
鉄道	鉄軌道事業者（生活支援機能施設の整備については、その子会社を含む）	・鉄軌道駅等の利用者の利便性向上に資する生活支援機能施設の整備に要する経費（子育て支援にかかる施設、医療施設に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む） 附帯工事費、補償費及び事務費（補助対象事業に直接要する経費に限る）） ・ L R T 整備計画に基づき実施される L R T システムの整備に要する経費（低床式車両の導入、停留施設整備、制振軌道整備、変電所整備、車庫整備、相互直通運転化施設整備、 I C カードシステム導入等に要する経費のうち本工事費（資産の購入を含む） 附帯工事費及び補償費） ・ I C カードシステム導入その他 I T システム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）	1 / 3
自動車	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、これらの者を構成員に含む団体、及び上記に準ずるものとして大臣が認定した者	・ B R T システムの整備に要する経費（連節車両の導入、停留施設整備、公共車両優先システム（ P T P S ）車載器整備、 I C カードシステム導入等に要する経費） ・ I C カードシステム、バスロケーションシステム、デマンドシステム導入、その他 I T システム等の高度化に要する経費（システム開発費、設備整備費等）	1 / 3
海事	第 2 6 条第 2 項に定める離島航路事業者（地域公共交通確保維持事業を行う対象事業者を除く）であって、船舶の建造を行い、離島住民に対し運賃の割引を行う者	・ 離島航路に就航する船舶の建造に直接要した基本設計費、建造工事費及び建造工事に伴う附帯費であって取得価額に算入される費用（建造利息を除く）	1 / 1 0 （ただし、当該建造後に行う離島住民の運賃の割引の実施に必要な費用の 1 / 2 を上限とする）

（注）

- 1 . 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2 . 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第４－１１に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表２２ 鉄道軌道輸送対策事業費補助金に関する経過措置

補助対象経費	補助率
以下に掲げる設備の整備に直接要した本工事費（資産の購入を含む。） 附帯工事費、補償費、調査費とする。	
・車両運行の安全性向上関連設備 ・閉そく装置の改良 ・連動装置の改良 ・変電所の改良 ・通信設備の改良 ・保守作業の合理化 ・ワンマンカー化 ・防除雪設備の整備 ・制動装置の改良 ・サービス改善設備の整備 ・待合室の新設 ・駅階段上屋及び駅構内通路上屋の新設 ・その他当該路線の事情に応じ経費削減若しくはサービスの改善効果が著しいと認められる設備の整備又は保安度の向上が著しいと認められる設備の整備等（モノレールによる路線に係る事業については、上記のうち、大臣が別に定める設備の整備に限るものとする。）	1 / 5
上記の設備の整備のうち、 ・行違い設備の新設・改良 ・車両の増備・更新 ・出改札の新設・改良 ・駅舎の改良 ・ホームの新設・延伸 ・新駅設置 ・部分的複線化 ・パークアンドライド駐車場・駐輪場	1 / 3

（注）

- 1．補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2．補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第４－１１に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表 2 3

収益及び費用の配賦方式

1．鉄道事業における各路線の収益及び費用を計算する場合の収益及び費用の各路線への配賦は、次のとおりとする。ただし、各路線に専属することが明らかな収益及び費用については、これによらず当該専属する路線に配賦することができる。

営 業 収 益	
旅客運輸収入	延人キロの百分率
貨物運輸収入	延トンキロの百分率
運 輸 雑 収	旅客運輸収入及び貨物運輸収入の合計額の百分率
営 業 費	
保 存 費	線路、電路、車両保存費のうち変電所、車庫、修理工場、車両その他これに類するものについては、専属車両走行キロの百分率、その他のものは専属営業用固定資産額の百分率
運 転 費	専属車両走行キロの百分率
運 輸 費	専属営業収益の百分率
保守管理費	専属保存費の百分率
輸 送 管 理 費	専属運転費及び運輸費の合計額の百分率
案 内 宣 伝 費	専属旅客運輸収入の百分率
厚生福利施設費	専属職員数の百分率
一 般 管 理 費	専属営業費（一般管理費、諸税及び減価償却費を除く）の百分率
固 定 資 産 税	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
事 業 税	専属収益の百分率
そ の 他 税	専属営業費（諸税及び減価償却費を除く）の百分率
減 価 償 却 費	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
営 業 外 収 益	専属営業収益の百分率
営 業 外 費 用	
支払利息・割引料	前事業年度末における専属営業用固定資産額の百分率
そ の 他	営業費の百分率

2．当該鉄道事業者が他事業を経営する場合においては、鉄道事業と当該鉄道事業者の経営する他事業とに関連する収益及び費用の配賦を次のとおり行った後、1．により各路線に配賦するものとする。

営 業 収 益	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第1に定めるところによる。
営 業 費	鉄道事業会計規則（昭和62年運輸省令第7号）別表第1に定めるところによる。
営 業 外 収 益	専属営業収益の百分率
営 業 外 費 用	
支払利息・割引料	前事業年度末における専属営業用固定資産額（減価償却引当金の額を控除した額とする。）の百分率
そ の 他	営業費の百分率

別表 2 4 地域公共交通調査事業

補助対象経費		補助率
・地域公共交通の確保維持改善に係る計画の策定に要する経費（協議会開催等の事務費、地域のデータの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、モビリティマネジメントの実施等地域住民への啓発事業の費用、短期間の実証調査のための費用等）		定額 （上限額 2 0 0 0万円）
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （１）補助対象経費の実績額 （２）補助金交付決定額 （３）補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額	

（注）

- 1．補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2．補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 5 - 1 0 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。

別表 2 4 - 1 地域協働推進事業

補助対象経費		補助率
(1) モビリティマネジメントの実施に要する経費 (2) 地域におけるワークショップ、説明会、検討会等の開催に要する経費 (3) 公共交通マップ、総合時刻表等の作成に要する経費 (4) 公共交通、乗継情報等の提供に要する経費 (5) 割引運賃設定、企画切符発行等に要する経費（割引運賃の設定に伴う減収分の補填については含まない。）		1 / 2
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 ・補助対象経費の実績額 ・補助金交付決定額 ・補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額	

（注）

- 1 . 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2 . 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 5 - 1 0 に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
- 3 . 上表（ 2 ）～（ 5 ）の経費は、単独で実施する場合、（ 1 ）に掲げるモビリティマネジメントの一環として実施する場合のいずれも補助対象となる。

別表 2 5 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に関する経過措置

区分	種目	補助対象経費	補助率
地域公共交通活性化・再生総合事業計画に基づく事業	鉄道の活性化・再生に係る事業	・鉄道の実証運行に要する経費 (実証設備費、運行費、広報費、調査費等)	1 / 2
		・鉄道の待合環境整備に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備等) ・車両購入・車両等関連施設整備に要する経費 (イベント列車用車両購入費、内装費、情報提供設備等車両設備整備費等) ・LRTシステム整備に要する経費 (低床式車両購入費、停留施設整備費、ICカードシステム導入に要する経費等)	1 / 2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては 1 / 3 ^(*))
	バス(乗合タクシーを含む。以下同じ。) タクシー等の活性化・再生に係る事業	・バス・タクシー等の実証運行に要する経費 (実証設備費、運行費、広報費、調査費等)	1 / 2
		・バス等の待合環境整備、タクシーの乗り場・待機場整備等に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備、旅客移動の円滑化に係る設備整備、タクシーの乗り場・待機場整備等) ・車両購入・車両等関連施設整備に要する経費 (車両購入費、内装費、車載機整備費、情報提供設備等車両設備整備費、バスロケーションシステム整備費等) ・デマンドシステム(タクシー配車システムを含む。)導入に要する経費 (システム開発費・設備整備費、調査費等) ・スクールバス・福祉バス等の活用に関する経費	1 / 2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては 1 / 3 ^(*))
		・旅客船の実証運航に要する経費 (実証設備費、運航費、広報費、調査費等)	1 / 2
	旅客船の活性化・再生に係る事業	・旅客船の待合環境整備に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備等) ・船舶・船舶関連施設整備に要する経費 (内装費、情報提供設備等船舶設備整備費等) ・航路統合、海上タクシーの導入、既存船舶の共用化、その他運営形態の変更に要する経費	1 / 2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては 1 / 3 ^(*))

航空の活性化・再生に係る事業	・航空機の実証運航に要する経費 (実証設備費、運航費、広報費、調査費等)	1 / 2
	・航空旅客の待合環境整備に要する経費 (ベンチの設置、待合施設整備等) ・航空機・航空関連施設整備に要する経費 (内装費、情報提供設備等航空機設備整備費、航空旅客乗降施設整備費等)	1 / 2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては 1 / 3 ^(*))
新地域旅客運送事業の導入円滑化に係る事業	・新地域旅客運送事業の導入円滑化に要する経費 (施設整備費、実証運行(運航)費、車両・船舶購入費、広報費、調査費等)	1 / 2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては 1 / 3 ^(*))
公共交通利用促進に資する事業	・公共交通サービスに関する情報提供に要する経費 (交通マップ作成費用、公共交通・乗継情報等の提供のためのシステム開発・運営費・車載機器・中央処理装置・表示端末・案内板等の施設整備費、HP作成費・運営費、広報費、調査費等) ・ICカードシステム導入その他ITシステム等の高度化に要する経費 (システム開発費、設備整備費等) ・パークアンドライド、サイクルアンドライド促進に要する経費 (パークアンドライド・サイクルアンドライド駐車場・駐輪場の整備費・賃借料、システム開発費、レンタサイクル等パークアンドライド・サイクルアンドライドの運営費、広報費、調査費等) ・公共交通の利用円滑化のためのボランティアセンターの設置・運営に要する経費 (ボランティアセンター運営費、広報費、調査費等) ・乗継割引運賃設定、企画切符発行、企画サービス実施等サービス向上に資する事業に要する経費	1 / 2 (政令指定都市の設置する協議会にあっては 1 / 3 ^(*))

		費 (割引運賃・企画切符等のシステム開発・運営費 (割引額の補填は対象外) 企画サービス運営費、 車両ラッピング等外装費、広報費、調査費等) ・モビリティマネジメント、エコ通勤、ノーマイ カーデー等公共交通利用促進に資する事業に要 する経費 (調査費、運営費、広報費、車両リース費用、セ ミナー・シンポジウム・研修・イベント等啓発 活動開催費用等)	
	地域特定事業	・地域公共交通総合連携計画の具体化の効果的実 施のために必要と認められる地域の創意工夫に よる事業の実施に要する経費 (調査費、社会実験費、環境整備費等)	1 / 2 (政令指定 都市の設 置する協 議会にあ っては 1 / 3 ^(*))
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 補助対象経費の実績額に補助率を乗じて得た額 (2) 補助金交付決定額 (3) 補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除し た額に、補助率を乗じて得た額		

(注)

- 1 . 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 2 . 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。
 また、補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第 6 - 1 0 に当該補助事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。
- 3 . (*) の補助率については、特別区の設置する協議会についても適用する。
- 4 . 政令指定都市・特別区が他の市町村と共同で協議会を設置する場合は、補助対象経費について、当該協議会の設置主体である全市町村の負担額の合計のうち、政令指定都市・特別区の負担割合が 1 / 2 に満たない場合については、(*) の補助率を 1 / 2 とする。

別表 2 6 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持関係）被災地特例

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者 一般貸切旅客自動車運送事業者 一般乗用旅客自動車運送事業者 自家用有償旅客運送者	補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表 2 7 に定めるところにより算出される経費	県協議会等が定めた被災地域生活交通確保維持計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからへの全てに適合するもの イ 指定被災市町村の需要に応じた運行系統の運行であって、次のいずれかに係るもの。 道路運送法施行規則（昭和 2 6 年運輸省令第 7 5 号）第 3 条の 3 第一号及び第二号に規定する路線定期運行及び路線不定期運行 道路運送法第 2 1 条第二号に規定する乗合旅客の運送に係る運行 道路運送法第 7 8 条第二号に定める自家用有償旅客運送に係る運行 ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成 1 3 年 3 月 3 1 日における市町村の状態に応じて決定するものとする。 ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの ・別表 3 に定める広域行政圏の中心市町村への需要 ・都道府県庁所在地への需要 ・上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると県協議会等が認めたものへの需要 ニ 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のもの。ただし、県協議会等が認めた場合は、平日 1 日当たりの計画運行回数が 3 回以上のものとする。 ホ 計画平均乗車密度に計画運行回数を乗じて算出する補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 1 5 人以上 1 5 0 人以下と見込まれるもの。ただし、次のいずれかに該当する運行系統については、補助対象期間の 1 日当たりの輸送量が 1 5 0 人以下と見込まれるものとする。 バス運行対策費補助金交付要綱（平成 1 3 年 5 月 1 5 日国自旅第 1 6 号）第 3 条の規定に基づき平成 2 2 年度に大臣の承認を受けた生活交通路線維持確保 3 年計画に補助対象系統として記載されている運行系統（補助対象系統の合併、分割その他の再編が行われる場合の再編後の運行系統を含む。） 沿線に東日本大震災により被災した高校の仮設校	1 / 2

		舎、被災した商店街や大規模商業施設の仮店舗、被災した診療所の仮設診療所、被災した役場の仮設庁舎が存在する場合など、沿線に被災した生活関連施設や公共施設を代替・補完する施設が存在する運行系統であって、地域間幹線系統の機能を一時的に分担するものと県協議会等が認め、地方運輸局長が指定するもの 計画平均乗車密度 × 計画運行回数 へ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していないもの。	
--	--	--	--

(注)

1. 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)
「計画平均乗車密度」=「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」
 2. 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績値がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績値に計画実車走行キロを乗じて算出する。ただし、これに抛り難い場合は、直近の実績値、類似系統の実績値等の適切な方法により算定できるものとする。
 3. 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)
「平均賃率」=「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」
- なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。
「平均賃率」=(「運賃改定前適用の平均賃率×日数」+「運賃改定後適用の平均賃率×日数」)
÷「総適用日数」

別表 2 7 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持関係）被災地特例

補助対象経費の算出方法	
1 . 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）	
2 . 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ	
3 . 経常収益の見込額は、次式によって算出する。 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ	

（注）

- 1 . 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除いた額をいう。

別表 2 8 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）被災地特列

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）であって、別表 2 9 に定めるところにより算出される経費	県協議会等が定めた被災地域生活交通確保維持計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイから二の全てに適合する車両（中古車を含む。） イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本補助要綱による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。 ロ 主として被災地域域間幹線系統確保維持事業、地域間幹線系統確保維持事業（附則第 3 条又は第 5 6 条の適用を受ける場合を含む。）及び地域内フィーダー系統確保維持事業の補助対象系統の運行の用に供するもの。 ハ 地上から床面までの地上高が 6 5 センチメートル以下の車両であつて、次のいずれかに該当するもの（無償で提供を受けた車両に対して、補助対象付属品を追加的に整備するものを含む。） ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付きの乗車定員 1 1 人以上の車両） ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付きの乗車定員 1 1 人以上の車両） 小型車両（及び の類型に属さない、長さ 7 メートル以下かつ乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下の車両） プティバス車両（乗車定員 7 人以上 1 0 人以下の車両であつて、国土交通大臣が認めるもの。） ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成 1 5 年 1 2 月 2 6 日付け国自技第 2 1 1 号、平成 1 8 年 3 月 1 0 日付け国自技第 2 5 4 号又は平成 2 2 年 6 月 4 日付け国自技第 4 9 号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。	1 / 2

別表 2 9 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）被災地特例

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）とする。 2. 補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。 イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。） ノンステップ型車両：1,500万円（補助対象付属品の整備のみの場合は500万円） ワンステップ型車両：1,300万円（補助対象付属品の整備のみの場合は500万円） 小型車両 ：1,200万円（補助対象付属品の整備のみの場合は500万円） プティバス型車両：350万円 ロ 実費購入予定費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額。 3. 補助対象減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。） 補助対象購入減価償却費に係る車両費の見込額× $\left(\frac{\text{当該車両の償却率} \times \text{補助対象期間中に使用する予定の月数}}{12 \text{ (月)}} \right)$ 4. 補助対象金融費用は、年2.5%を上限とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。） 5. 特別償却制度の適用を受ける場合にあっては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。

別表３０ 地域公共交通確保維持事業（車両購入費関係）被災地特例

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象車両の購入に係る費用であって、別表３１に定めるところにより算出される経費	県協議会等が定めた被災地域生活交通確保維持計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイから二の全てに適合する車両（中古車を含む。） イ 補助対象期間中に新たに購入を行うもの。 ロ 主として被災地域域間幹線系統確保維持事業、地域間幹線系統確保維持事業（附則第３条又は第５６条の適用を受ける場合を含む。）及び地域内フィーダー系統確保維持事業の補助対象系統の運行の用に供するもの。 ハ 地上から床面までの地上高が６５センチメートル以下の車両であって、次のいずれかに該当するもの（無償で提供を受けた車両に対して、補助対象付属品を追加的に整備するものを含む。） ノンステップ型車両（スロープ又はリフト付きの乗車定員１１人以上の車両） ワンステップ型車両（スロープ又はリフト付きの乗車定員１１人以上の車両） 小型車両（及びの類型に属さない、長さ７メートル以下かつ乗車定員１１人以上２９人以下の車両） プティバス車両（乗車定員７人以上１０人以下の車両であって、国土交通大臣が認めるもの。） ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成１５年１２月２６日付け国自技第２１１号、平成１８年３月１０日付け国自技第２５４号又は平成２２年６月４日付け国自技第４９号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。	１／２

別表 3 1 地域公共交通確保維持事業（車両購入費関係）被災地特例

補助対象経費の算出方法	
補助対象車両費の額（車両本体及び補助対象系統の運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。	
イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。）	
ノンステップ型車両：1,500万円（補助対象附属品の整備のみの場合は500万円）	
ワンステップ型車両：1,300万円（補助対象附属品の整備のみの場合は500万円）	
小型車両 ：1,200万円（補助対象附属品の整備のみの場合は500万円）	
プティバス型車両：350万円	
ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額	

別表３２ 地域公共交通確保維持事業（経過措置関係）被災地特例

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象系統に係る補助対象経常費用と経常収益との差額であって、別表３３に定めるところにより算出される経費	県協議会等が定めた被災地域生活交通路線維持確保３ヵ年計画に掲載された補助対象系統の運行のうち、次のイからトの全てに適合するもの。ただし、補助対象系統の要件成否の決定は、平成２３年９月３０日の状態に応じて決定するものとする。なお、バス運行対策費補助金交付要綱（平成１３年５月１５日国自旅第１６号）第３条の規定に基づき平成２２年度に大臣の承認を受けた生活交通路線維持確保３ヵ年計画に記載されている補助対象系統であって、東日本大震災が発生しなければ補助事業の基準に適合するものと県協議会等が認める場合は、以下の八からトの基準を満たしているものとみなす。 イ 道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）第３条の３第一号に規定する路線定期運行に係るもの。 ロ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益が同期間の当該系統の補助対象経常費用に達していないもの。 ハ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件成否の決定は、平成１３年３月３１日における市町村の状態に応じて決定するものとするが、平成１３年４月１日以降に市町村合併が行われた後の単一市町村内を運行するものとして補助金を受けようとする系統はこの限りでない。 ニ キロ程が１０キロメートル以上のもの。 ホ 次式によって算出される補助対象期間の１日当たりの輸送量が１５人～１５０人以下のもの。 $\text{平均乗車密度} \times \text{運行回数}$ ヘ 別表３に定める広域行政圏の中心市町村への需要に対応して設定されるもの、県庁所在地への需要に対応して設定されるもの又は、それ以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると認められるものとして、県協議会等が指定したものに対応して設定されるもの。 ト １日当たりの運行回数が３回以上のもの。ただし、県協議会等が認めた場合は、平日１日当たりの運行回数が３回以上のものとする。	１／２

（注）

１．「平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。（小数点第１位まで算出。第２

位以下切り捨て。)

「平均乗車密度」＝「運送収入」÷「実車走行キロ」÷「平均賃率」

2.「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」

なお、補助対象期間中に運賃改定を行った場合は、次式によって算出することとする。

「平均賃率」＝(「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」)
÷「総適用日数」

別表 3 3 地域公共交通確保維持事業（経過措置関係）被災地特例

補助対象経費の算出方法
1. 補助対象経費の額は、次式によって算出される補助対象経常費用と経常収益との差額とする。 2. 補助対象経常費用は、次式によって算出する。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ ただし、実車走行キロ当たり経常費用が、補助ブロックごとに別表 1 又は別表 2 で定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出する。 地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ

（注）

1. 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間における一般乗合旅客自動車運送事業の経常費用を補助対象期間における実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用をいう。（第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。）
2. 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における一般乗合旅客自動車運送事業の標準原価に基づき算出される地方民営一般乗合旅客自動車運送事業の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ 1 キロメートル当たりの標準経常費用を基礎として、次式により計算して得られた額をいう。（第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用及び被災地域車両取得事業に係る経常費用を除く。）

$$\text{「地域キロ当たり標準経常費用」} = \text{「地域実績キロ当たり標準経常費用」} \times \left(1 + \frac{\text{地域の過去 3 年間の平均増減率}}{2} \right)$$

別表３４ 地域公共交通確保維持事業（経過措置関係）被災地特例

補助対象事業者	補助対象経費	補助事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助事業の基準に合致し、別表３５に定めるところにより算出される経費	平成２２年度において「バス運行対策費補助金交付要綱」に基づく路線維持費国庫補助金の交付を受け、かつ、平成２３年度において附則第３条又は第５６条に基づく地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付を受けようとするものであって、次のイ及びロ、又はイ及びハの要件を満たすもの。 イ 事業者キロ当たり経常費用が地域キロ当たり標準経常費用を下回っていること。 ロ 申請年度の事業者キロ当たり経常費用が前年度の事業者キロ当たり経常費用を下回っていること。 ハ 申請年度の事業者キロ当たり補助系統経常収益が、前年度の事業者キロ当たり補助系統収益を上回っていること。	１／２

別表35 地域公共交通確保維持事業（経過措置関係）被災地特例

補助対象経費の算出方法	
1. 補助対象経費の額は、次式によって算出される額（「イ及びロの和」又は「イ及びハの和」のいずれが多い額）とする。ただし、次式によって算出された額が、第4条第2項に基づく補助対象経費の1/2に相当する額を上回る場合は、同額を限度とする。	
イ	$(\text{地域キロ当たり標準経常費用} - \text{事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 5\%$
ロ	$(\text{前年度の事業者キロ当たり経常費用} - \text{申請年度の事業者キロ当たり経常費用}) \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$
ハ	$(\text{申請年度の事業者キロ当たり補助路線経常収益} - \text{前年度の事業者キロ当たり補助路線経常収益}) \times \text{実車走行キロ} \times 20\%$

（注）

1. 別表5の4.及び5.は、本表の補助対象経費の額において準用する。

別表３６ 特定被災地域公共交通調査事業

補助対象経費		補助率
・避難所、仮設住宅、残存集落と病院、商店、公的機関の間の移動等、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域における生活交通の確保を目的とする地域内輸送のあり方の調査に要する経費 （地域内生活交通の確保維持の具体化のための企画・検討、調査、調査期間中に行う実証運行（無償運行も含む。）に要する経費。）		定額 一の特定被災市町村当たり上限額３５００万円 （ただし、有償による実証運行を行う場合は、上限額４５００万円とする。）
補助金の額	次に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 （１）補助対象経費の実績額 （２）補助金交付決定額 （３）補助対象経費から当該事業に係る収入に相当する額を控除した額	

（注）

- 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除く。
- 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入れ控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

また補助対象経費に係る消費税のうち、一部又は全部について仕入控除ができない場合は、その旨を記した理由書を申請書に添付し、補助対象経費に係る消費税相当額も補助対象とするものとする。上記により消費税相当額を含めて補助対象経費とした場合は、様式第５－１０に当該補助対象事業完了年度の消費税の確定申告書等を添付して提出するものとする。